

中国裁判における
標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び
域外適用の影響に関する研究調査

2022年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

目次

はじめに.....	3
第1章 中国における SEP に影響を与える法律関連文書	5
第1節 FRAND 要件に影響を与える法律関連文書	5
第2節 裁判管轄に影響を与える法律関連文書	17
第3節 「訴訟差止命令」（即ち、中国法律における「訴訟前の行為保全」又は「訴訟中の行為保全」で、それが中国法律における仮差止命令である）に影響を与える関連法律文書	23
第2章 中国内における SEP 紛争の判例調査	27
第3章 中国内における SEP 紛争の傾向分析調査	30
第1節 中国標準必須特許案件に関する整理	30
第2節 中国裁判所が発行した訴訟差止命令（即ち、中国法律にて規定する「行為保全」裁定）に関する整理	52
第4章 中国内における域外適用に係る政策及び法律関連文書の調査	57
第5章 中国に所在する日系企業における留意事項	65
第1節 標準必須特許権者の留意事項	65
第2節 標準必須特許実施者の注意事項	68

はじめに

近年、標準必須特許の問題は通信、自動車、IoTなどの分野において注目を浴びており、標準必須特許紛争も世界中で頻発している。多くの世界的な大手通信企業が中国で事業を展開しているため、中国は既に標準必須特許の訴訟とライセンス交渉が多発する主な司法管轄区域の一つとなってきた。

標準必須特許紛争が発生して以来、中国は一連の法律規定及び政策文書を公布し、且つ複数の標準必須特許に係る知的財産権案件を審理し、中国裁判所が標準必須特許案件を処理する際に行った手段と態度を反映した。本調査報告書は標準必須特許に関する法律文書を整理し、中国司法管轄区域で発生した標準必須特許紛争をまとめ、且つこれらの紛争の特徴と動向を分析し、中国法律の域外適用に関する問題を参照し、日系企業が中国で標準必須特許のライセンス交渉をよりよく展開し、標準必須特許訴訟をよりよく対応できるように、参考意見を提供する。

標準必須特許に関する法律文書の整理部分において、本調査報告書は標準必須特許に関する中国現行の法律法規、司法解釈、指導意見、方針政策などの内容を整理し、且つ、FRAND要件と裁判管轄への影響という二つの面を重点として関連内容を詳しく整理し説明する。

標準必須特許案件の全体状況部分において、本調査報告書では2012年から2021年までに中国裁判所に審理され、公開ルートから入手可能なすべての標準必須特許紛争案件をまとめ、案件受理裁判所、当事者、案件類型、案件概要及び現状などの内容を詳しく記載する。

標準必須特許案件の分析部分において、本調査報告書では類型によって中国裁判所が標準必須特許案件を審理する特徴と傾向を分析し、且つ、これらの案件で示している特徴と傾向についてさらに解説する。

中国法律の域外適用に関する説明部分において、本調査報告書は、外国法律と措置の不当域外適用に関する法律規定、及び、域外で中国法律規定を適用することに関する法律規定という二つの面から関連内容を整理し説明する。

法律規定及び案件について全面的に紹介した上、本調査報告書はさらに標準必須特許のライセンス実務と案件審判を組み合わせ、特許レイアウト/情報収集、ライセンス交渉及び訴訟対策という三つの面から、権利者と実施者を分けてから企業経営において発生可能な標準必須特許に関する問題について日系企業に参考情報を提供する。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地法律事務所に委託し、作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

第1章 中国における SEP に影響を与える法律関連文書

第1節 FRAND 要件に影響を与える法律関連文書

中国においては FRAND 条件に対して影響を与える法律関連文書について、表 1 に示す 1. ～10. に挙げられる文書が該当する。

番号	法律文書名	現行版の発効日	適用範囲
1	中華人民共和国特許法	2021年6月1日	中国全土
2	特許に係る国家標準に関する管理規定 (暫定)	2014年1月1日	中国全土
3	知的財産権濫用による競争排除又は制限 行為の禁止に関する国家市場監督管理総 局の規定	2020年10月23日	中国全土
4	知的財産権分野における独占禁止に関す る国務院独占禁止委員会の指南	2019年1月4日	中国全土
5	北京市高級人民法院による知的財産権裁 判の強化によるイノベーション発展の促 進に関する若干意見	2018年9月20日	北京市全域
6	北京市高級人民法院による特許権侵害判 定指南	2017年4月20日	北京市全域
7	北京市高級人民法院による知的財産権民 事訴訟証拠規則ガイドライン	2021年4月22日	北京市全域
8	広東省高級人民法院による標準必須特許 紛争案件の審理に関する作業ガイドライ ン(試行)	2018年4月26日	広東省全域
9	消費電子分野の知的財産権ライセンス仕 組み指南	2021年10月20日	業界の参考 文献
10	5G+産業標準必須特許発展最新動向 (2021) 白書	2021年12月24日	業界の参考 文献

表1 FRAND 要件に影響を与える法律関連文書

次にこれら 1. ～10. に示される各法律関連文書の概要について解説する。

1. 中華人民共和国特許法（2021年6月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）¹

本法が1984年3月12日に制定され、四回の改正を経て、現行特許法は2021年6月1日より発効した改正版である。本法が八章82条からなり、特許の出願審査と権利付与、特許権の保護など問題について規定し、中国特許法体系での基本法である。

本法には標準必須特許に関する特別な規定がないが、第11条²では、特許権者の許可を受けない場合、いかなる組織や個人もその特許を実施してはならないことが規定されている。本法第20条第2項³の規定に基づき、特許権を濫用し、競争を排除または制限することは、独占行為に該当する場合、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき処理する。

本法は、特許権の保護について概括的な規定を設け、特許権者（標準必須特許権者を含む）が権利侵害者に対して差止請求と損害賠償請求を主張できる権利を認めるとともに、特許権者が特許権を濫用して競争を排除や制限してはならないことも規定している。

2. 特許に係る国家標準に関する管理規定（暫定）（2014年1月1日より発効し、中国全土で有効である）⁴

本規定が国家標準化管理委員会及び国家知的財産権局により共同で制定されたものである。本規定は五章24条からなり、主に国家標準の制定・改正及び実施において、国家標準における特許の処置に関する問題⁵について規定する。

1 原文名：中华人民共和国专利法（2020年修正）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

2 『特許法（2020年改正）』第11条 発明及び実用新案の特許権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる組織又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち、生産経営を目的として、その特許製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず、その特許方法を使用してはならず、当該特許方法により直接獲得した製品について使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならない。

意匠特許権が付与された後、いかなる組織又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売、輸入してはならない。

3 『特許法（2020年改正）』第20条 特許出願及び特許権行使が、誠実信義の原則に従わなければならない。特許権を濫用して、公共利益又は他人の合法的な権益を損害してはならない。

特許権を濫用して、競争を排除又は制限することによって、独占行為に該当する場合、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき処理する。

4 原文名：国家标准涉及专利的管理规定（暂行）

http://www.sac.gov.cn/sbgs/flfg/gfxwj/zjbzw/201505/t20150504_187572.htm

5 国家基準について、本規定の第五章第18条では、国際標準化組織（ISO）と国際電工委員会（IEC）による国際基準の採用と同等で制定・改正する国家標準については、該国際標準における特許実施ライセンスに係る声明が同様に国家標準に適用することが明確化された。

本規定の第二章が国家標準に関連する特許情報の開示について規範し、標準改正に
関与する組織や個人が、その有している及び知っている必須特許を即時に開示しな
ければならず、そうしなければ関連法的責任を負わなければならないと規定してい
る（しかし、「関連法的責任」がどんな責任であるかについて明確に規定していな
い。）。本規定の第三章第 9 条⁶では、国家標準に関連する特許について、中国標準の
制定組織が、公平で、合理的で、無差別の有料又は無料のライセンス声明、又は、ラ
イセンス拒否の声明を出すよう特許権者に対して要求しなければならないことが明確
化された。第 10 条⁷では、特許権者がライセンス拒否の声明を出す場合、強制的国家標
準を除き、他の国家標準が該特許を依拠とする内容を含んではならないことが明確化
された。第四章第 15 条⁸では、強制性国家標準について、特許権者がライセンス拒否の
声明を出す場合、国家標準化管理委員会、国家知的財産権局及び関連部門が、特許権
者又は特許出願者と特許処置方法について協議することが明確化された。

本規定は、特許権者又は出願者が国家標準の制定・改正における義務について概括
的に規定し、特許情報の開示及び FRAND 義務に基づく特許実施ライセンスを含むが、
どんな場合が「FRAND 義務に基づく特許実施ライセンス」に該当するかについて明確に
規定されておらず、且つ、より具体的な作業手順及び関連規定違反の結果に関する規
定が設けられていない。

3. 知的財産権濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する国家市場監督管理 総局の規定（2020 年 10 月 23 日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁹

本規定が 2015 年 4 月 7 日に制定され、一回の改正を経て、現行規定が 2020 年 10 月
23 日より発効した改正バージョンである。本規定が 19 条からなり、経営者が知的財産
権を濫用し、競争を排除・制限する行為について規定する。

6 『特許に係る国家標準に関する管理規定』第 9 条 国家標準の制定経過において特許に係る場合、全国
特許標準化技術委員会又は取り扱う組織が即時に特許権者又は特許出願者に対して特許実施許諾声明を
出すよう要求しなければならない。この声明としては、特許権者又は特許出願者が次の三項の内容から
一項を選択しなければならない。（一）特許権者又は特許出願者が、公平、合理、無差別のことに基
づいて、いかなる組織又は個人が該国家標準を実施する際に、無料でその特許の実施をライセンスする
ことに同意する。（二）特許権者又は特許出願者が、公平、合理、無差別のことに基づいて、いかなる組
織又は個人が該国家標準を実施する際に、有料でその特許の実施をライセンスすることに同意する。
（三）特許権者又は特許出願者が上記二種類方法で特許実施ライセンスすることを拒否する。

7 『特許に係る国家標準に関する管理規定』第 10 条 特許権者又は特許出願者が第 9 条第 1 項又は第 2
項の規定に基づき特許実施許諾声明を出さない場合、強制性国家標準以外の国家標準が該特許に基づく
条項を含んではならない。

8 『特許に係る国家標準に関する管理規定』第 15 条 強制性国家標準が特許に係る必要が確かにあり、
且つ、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき特許実施許諾声明を出すことを、特許権者又は特許出願
者が拒否する場合、国家標準化管理委員会、国家知的財産権及び関連部門が特許権者又は特許出願者と
特許処理方法について交渉しなければならない。

9 原文名：国家市场监督管理总局关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定（2020 修正）
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202011/t20201103_322857.html#

本規定の第 13 条¹⁰には、経営者が標準（国家技術規範の強制性要求を含む）の制定及び実施を利用して、競争排除・制限行為をしてはならない旨規定されている。具体的に言えば、標準制定組織にその権利情報を意図的に開示せず、又は、その権利を明確に放棄した後、実施者に対してその特許権をさらに主張してはならず、ライセンス拒否や抱き合わせ販売又は取引において他の合理的ではない条件の付加などの競争排除・制限行為を実施してはならない。

本規定では、特許権者が標準を制定する際の特許情報開示義務、及び、公平、合理、無差別のライセンス原則、並びに、ライセンス拒絶又は他の合理的ではない取引条件の付加などの FRAND 義務違反の行為が、競争排除・制限行為として認定され得ることが明確化された。

4. 知的財産権分野における独占禁止に関する国務院独占禁止委員会の指南（2019年1月4日より発効し、中国全土で有効である）¹¹

本指南が国務院独占禁止委員会に制定され、2019年1月4日より発効し、五章28条からなる。本指南は『国家市場監督管理総局による知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（2020年改正）』（本節の第3部分を参照）と同様で、主に経営者が知的財産権の濫用による競争排除・制限などの問題に関するものである。但し、本指南は、上記規定とは異なり、種類別の該当行為の認定基準についてより詳細なガイドラインを示している。

10 『国家市場監督管理総局による知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（2020年改正）』第13条 経営者が知的財産権を行使している際に、標準（国家技術規範の強制性要求を含む）の制定及び実施を利用して、競争排除・制限行為をしてはならない。

市場支配的地位を有している経営者が正当な理由がない場合、標準の制定及び実施において次の各号のいずれかに該当する競争排除・制限行為を実施してはならない。（一）標準制定に関与している際に、標準制定組織にその権利情報を意図的に開示せず、又は、その権利を明確に諦めたが、ある標準が該特許に関連する場合、該標準の実施者に対してその特許権を主張すること。（二）その特許が標準必須特許になった後、公平、合理、無差別の原則に違反し、ライセンス拒否や抱き合わせ販売又は取引において他の合理的ではない取引条件の付加などの競争排除・制限行為を実施してはならない。

本規定に記載の標準必須特許とは、該標準の実施には不可欠な特許を指す。

11 原文名：国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/flldj/202009/t20200918_321857.html

本指南の第 11 条¹²は、競争関係を有する経営者が標準制定に共同して参加する場合に、競争排除・制限をする可能性がある」と記載している。本指南の第 27 条¹³は、独占禁止における標準必須特許に係る特別な問題について規定し、標準必須特許を有している経営者が市場支配的地位を有しているかどうかについて判断する際に考慮に入れられる五つの要素を挙げ、且つ、市場支配的地位を有している標準必須特許権者が差止請求を主張し、ライセンスにその不公平で高価なロイヤリティ又は他の合理的ではないライセンス条件の受け入れを迫った場合にも、競争を排除・制限する可能性がある」と明文に規定し、且つ、具体的に分析する際に考慮に入れることができる別の五つの要素を定めている。

本指南は FRAND 義務の内容を明確に盛り込んでいないが、「合理的ではないライセンス条件で競争を排除・制限するか」の判断に関する内容、「不公平な高値による知的財産権のライセンス」、「知的財産権ライセンス拒否」、「合理的ではない取引条件の付加」、「知的財産権に係る差別待遇」などの典型的な行為に関する規定が設けられ、これらは、特許権者がライセンス交渉を行う上で重要なガイドラインの役割を果たしている。

5. 北京市高級人民法院による知的財産権裁判の強化によるイノベーション発展の促進に関する若干意見（2018 年 9 月 20 日より発効し、北京市全域で有効である）¹⁴

本意見は北京市高級人民法院に 2018 年 9 月 20 日に公布され、7 部分の 37 条からなり、主にイノベーション発展技術及び案件に係る審理規則及び要求を規定し、司法標

12 『国務院独占禁止委員会による知的財産権分野における独占禁止に関する指南』第 11 条 標準の制定
本指南に記載の標準制定が、経営者が一定の範囲内で統一して実施する知的財産権に関する標準を共同して制定し、又は、制定に関与すること指す。標準制定が異なる製品の汎用性の実現、コストの低減、効率の向上、製品品質の保証に有利である。ただし、競争関係ある経営者が共同して標準制定に関与することが、競争を排除・制限する恐れがあり、具体的に分析する際に以下の要素を考慮に入れられる。

（一）正当な理由がないのに、他の特定の経営者を排除するか；（二）正当な理由がないのに、特定の経営者の関連方案を排除するか；（三）他の競争性標準を実施しないことを約定したか；（四）標準に含まれている知的財産権の行使に必要な、合理的な制限仕組みがあるか。

13 『国務院独占禁止委員会による知的財産権分野における独占禁止に関する指南』第 27 条 標準必須特許に係る特別な問題

標準必須特許とは、ある標準の実施には不可欠な特許を指す。標準必須特許を有している経営者が市場支配的地位を有しているかを判断するには、本指南第 14 条に基づき分析すべき、同時にさらに以下の要素を考慮に入れられる。（一）標準の市場価値、応用範囲と程度；（二）代替関係のある標準又は技術があるか、代替関係のある標準又は技術の使用可能性及び転換コストを含む；（三）関連標準に対する業界の依存度；（四）関連標準の進化状況と互換性；（五）標準に組み入れる関連技術が代替される可能性。

市場支配的地位を有している標準必須特許権者が裁判所又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定又は決定を下す又は発行するよう請求することによって、ライセンスにその不公平で高価なロイヤリティ又は他の合理的ではないライセンス条件の受け入れを迫った場合には、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際に、以下の要素を考慮に入れられる。（略）

14 原文名：北京市高级人民法院关于加强知识产权审判促进创新发展的若干意见

<https://www.bjcourt.gov.cn/article/newsDetail.htm;jsessionid=25D316FFFE864719283C92394268C4E89?NIId=150002898&channel=100014003&m=sp1c>

準の統一、専門的な裁判能力の向上、専門的な裁判チームの構築などの問題に関し規範とガイドラインを提供した。

本意見第 12 条¹⁵は、標準必須特許案件の審理規則について規定する。差止命令を認めるか否かを判断する際に、交渉双方には信義誠実原則違反の明らかな誤りがあるか否かを重点として考慮し、特許権者が公平、合理、無差別の承諾をしたということを理由に、差止命令を当然に発行しないと判断してはならないことを本意見は指摘した。また、標準必須特許のロイヤリティの計算には十分な証拠のサポートが必要で、技術と市場変化及び製品価値に対する特許の貢献度を考慮すべきであり、ロイヤリティの重複計算を防止する。

本意見は特許権者の差止請求を肯定し、裁判所がロイヤリティを計算する際に考慮すべく要素を明確化し、且つ、裁判所が案件審理において権益バランスを考慮に入れる慎重な態度も反映した。パテントホールドアップとパテントホールドアウト、ロイヤリティスタッキングなど問題の発生を避けるために、ライセンサーとライセンシーがロイヤリティや損害賠償金と特許の市場価値との関係にもっと注目すべきである。しかし、本意見が北京市区域の裁判所のみにも適用し、他の区域の標準必須特許紛争案件について参考価値には限りがある。

6. 北京市高級人民法院による特許権侵害判定指南（2017 年 4 月 20 日より発効し、北京市全域で有効である）¹⁶

本意見は北京市高級人民法院に 2017 年 4 月 20 日に公布し、6 部分 153 条からなり、特許権侵害案件の裁判における各問題について完全で体系的に規定し、請求項の解釈原則、対象、方法、及び、侵害判定規則、侵害行為の認定と抗弁などを含む。

本意見第 149 条～153 条が、標準必須特許案件に関するホットな問題について規定する。そのうち、第 149 条¹⁷が、標準必須特許権者の差止請求主張について制限し、特許

15 『北京市高級人民法院による知的財産権裁判の強化によるイノベーション発展の促進に関する若干意見』第 12 条 標準必須特許案件の審理規則を考究し、産業の協同発展を促進する。差止命令を発行するかを判断する際に、交渉双方には誠実信義原則違反の明らかな誤りがあるかを重点として考慮し、特許権者が公平、合理、無差別の承諾をしたことだけで、差止命令を当然で発行しないと判断してはならない。標準必須特許のロイヤリティの計算には十分な証拠のサポートが必要で、技術と市場変化及び製品価値に対する特許の貢献度を考慮すべき。ロイヤリティの積み重なりを防止する。市場支配的地位の濫用を慎重に判断し、権益バランスを考慮し、上流・下流各産業チェーンの協同発展を確保する。権利者と実施者が誠実信義の交渉を通じてライセンス契約を締結することを奨励する。一方、パテントホールドアップを防ぐ必要があるが、もう一方、パテントホールドアウトを防ぐ必要もある。

16 原文名：北京市高級人民法院《專利侵權判定指南（2017）》
<https://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2820737.shtml>

17 『北京市高級人民法院による「特許権侵害判定指南」（2017）』第 149 条 推薦性国家、業界又は地方標準で明示した関連する標準必須特許の案件において、被疑侵害者が該特許の実施ライセンス事項について特許権者と交渉したが、特許権者が標準制定において承諾した公平、合理、無差別のライセンス義務に意図的に違反したので、特許実施ライセンス契約を締結できなくなって、且つ、被疑侵害者には交渉において明らかな誤りがない場合、特許権者による標準実施に関する差止請求主張については、一

権者と侵害者が FRAND 義務に違反したかを考慮する必要があることを明確化した。第 150 条¹⁸が、ライセンス交渉における信義誠実原則を確立した。第 152 条¹⁹が、特許権者が意図的に FRAND 義務に違反したと認定する状況を明確化した。第 153 条²⁰が、被疑侵害者には明らかな誤りがある状況を列挙した。同時に、第 152 条、第 153 条が、特許権者と侵害者の誤りの程度を参照して差止命令を発行するという判断基準をさらに明らかにした。

本意見は、どんな行為が FRAND 義務に違反する行為であるか、どんな状況がライセンス交渉において明らかな誤りがあった状況であるかについて明確に規定し、特許権者及び実施者にとって比較的の高い専門価値を有するガイドラインだといえる。同時に、本意見の規定も、差止命令の発行について北京市高級人民法院の慎重な態度を反

般的には支持しない。推薦性国家、業界又は地方標準ではないが、国際標準組織又はそのほかの標準制定組織が制定した標準に属し、且つ、特許権者が該標準組織の定款に基づき明示し、且つ、公平、合理、無差別のライセンス義務の承諾をした標準必須特許についても、同様に処理する。明示したかの判断が、上記標準制定組織の関連政策規定に基づき、業界の慣例を参照して行う。標準必須特許とは、技術標準を実施するために使用しなければならない特許を指す。

18 『北京市高級人民法院による「特許権侵害判定指南」(2017)』第 150 条 標準必須特許のライセンス交渉において、交渉双方が誠実信義の原則に従ってライセンス交渉をすべき。公平、合理、無差別のライセンス声明を出した特許権者が、該声明で負担すべき関連義務を履行すべき。公平、合理、無差別の条件でライセンスするよう特許権者に対して請求した被疑侵害者も、ライセンスを受けるために、誠実信義の原則に基づき積極的に協議すべき。

19 『北京市高級人民法院による「特許権侵害指南」(2017)』第 152 条 標準必須特許の特許権者が公平、合理、無差別のライセンス義務に意図的に違反した証拠がなく、且つ、被疑侵害者には標準必須特許の実施ライセンス交渉において明らかな誤りもない場合、被疑侵害者が人民法院に即時にその主張したロイヤリティを提供し、又は、該金額以上の担保を提供すれば、特許権者による標準実施に関する差止請求主張が一般的に支持しない。

次の各号のいずれかに該当する場合、特許権者が公平、合理、無差別のライセンス義務に意図的に違反したと認定できる。(1) 書面形式でその特許権を侵害したことを被疑侵害者に通知せず、且つ、特許権を侵害した範囲及び具体的な侵害方式を明示しなかった場合；(2) 被疑侵害者が特許ライセンス交渉の受け入れの意思を明確に示した後、商業慣例及び取引慣例に従って書面形式で被疑侵害者に特許情報又は具体的なライセンス条件を提供しなかった場合；(3) 商業慣例及び取引慣行に合致する回答期限を被疑侵害者に提供しなかった場合；(4) 実施ライセンス条件について交渉する経過において、合理的な理由がないのに、ライセンス交渉を妨げ、又は、中断した場合；(5) 実施ライセンスについて交渉する経過において、明らかに合理的ではない条件を主張したので、特許実施ライセンス契約を締結できなくなった場合；(6) 特許権者がライセンス交渉において他の明らかに誤った行為をした場合。

20 『北京市高級人民法院による「特許権侵害判定指南」(2017)』第 153 条 特許権者が公平、合理、無差別のライセンス義務を履行しなかったが、交渉において被疑侵害者にも明らかな誤りがある場合、当事者双方による誤りの程度を分析し、且つ、ライセンス交渉の中断に対して主要な責任を負う一方を確定した後、特許権者による標準実施の差止請求主張を支持するかを判断する。

次の各号のいずれかに該当する場合、被疑侵害者が標準必須特許に関するライセンス交渉の経過において明らかな誤りがあったと認定できる。(1) 特許権者からの権利侵害通知書面を受け取った後、合理的な期間内に積極的に回答しなかった場合；(2) 特許権者からのライセンス条件書面を受け取った後、合理的な期間内に特許権者からのライセンス条件を受け入れるかを積極的に回答せず、又は、特許権者からのライセンス条件を拒否したが、新しいライセンス条件を提案しなかった場合；(3) 合理的な理由がないのに、ライセンス交渉を妨げ、遅らせ、又は拒否した場合；(4) 実施ライセンスについて交渉する経過において、明らかに合理的ではない条件を主張したので、特許実施ライセンス契約を締結できなくなった場合；(5) 被疑侵害者がライセンス交渉において他の明らかに誤った行為をした場合。

映した。しかし、本意見が北京市区域の裁判所のみ適用し、他の区域の標準必須特許紛争案件について参考価値には限りがある。

7. 『北京市高級人民法院による知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドライン』 (2021年4月22日より発効し、北京市全域で有効である)²¹

本ガイドラインは北京市高級人民法院に2021年4月22日より発表、施行され、全文が5部分の178条からなり、証拠の獲得方式、証拠の審査基準、証拠種類の追加などを含む知的財産権民事訴訟証拠の基本規則について詳しく規定した。

本ガイドラインが第2.49～2.52条で標準必須特許案件における証拠規則について規定した。その内、第2.49条²²が、被告が差止命令の請求に対して抗弁する際に提出する必要な三種類の証拠を明示した。第2.50条²³が、特許権者が標準制定の際にFRAND義務を遵守した証拠を明示した。第2.51条²⁴と第2.52条²⁵が、特許権者と被告がライ

21 原文名：发布 | 北京市高级人民法院知识产权民事诉讼证据规则指引

https://mp.weixin.qq.com/s/GxfP5v7-_g1XeXF5q-0zEg

22 『北京市高級人民法院による知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドライン』第2.49条 被告が標準必須特許の実施を停止しない抗弁を提出する場合、次の事実を巡って証拠を提出しなければならない。(一) 係争特許が推薦性国家標準、業界標準又は地方標準に属し、又は、推薦性国家、業界又は地方標準ではないが、国際標準組織又はそのほかの標準制定組織が制定した標準に属し、且つ、特許権者が該標準組織の定款に基づき明示し、そして、公平、合理、無差別のライセンス義務の承諾をした標準必須特許に属する。(二) 係争特許権者が意図的に標準制定において承諾した公平、合理、無差別のライセンス義務に違反した。(三) 被告には交渉において明らかな誤りがない。

23 『北京市高級人民法院による知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドライン』第2.50条 係争特許権者が標準制定において承諾した公平、合理、無差別のライセンス義務の具体的な内容について以下の証拠を提供することができる。(一) 特許権者が関連標準化組織に提出したライセンス声明の書類と特許情報披露の書類、(二) 関連標準化組織の特許政策の書類、(三) 係争特許権者が出し、且つ、開示したライセンスの承諾。

24 『北京市高級人民法院による知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドライン』第2.51条 原告が公平、合理、無差別のライセンス義務に意図的に違反したことを証明するために、被告が次の各号のいずれかに該当する証拠を提供できる。(一) 書面形式でその特許権を侵害したことを被告に通知せず、且つ、特許権を侵害した範囲及び具体的な侵害方式を明示しなかった；(二) 被告が特許ライセンス交渉の受け入れの意思を明確に示した後、商業慣例及び取引習慣に従って書面形式で被告に特許情報又は具体的なライセンス条件を提供しなかった；(三) 商業慣例及び取引慣行に合致する回答期限を被告に提供しなかった；(四) 実施ライセンス条件について交渉する経過において、合理的な理由がないのに、ライセンス交渉を妨げ、又は、中断した；(五) 実施ライセンスについて交渉する経過において、明らかに合理的ではない条件を提出したので、実施ライセンス契約を締結できなくなった；(六) 原告がライセンス交渉において他の明らかに誤った行為をした。

25 『北京市高級人民法院による知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドライン』第2.52条 被告が標準必須特許に関するライセンス交渉の経過において明らかな誤りがあったと証明するために、原告が次の各号のいずれかに該当する証拠を提供できる。(一) 原告からの権利侵害通知書面を受け取った後、合理的な期間内に積極的に回答しなかった；(二) 原告からのライセンス条件書面を受け取った後、合理的な期間内にこのライセンス条件を受け入れるかを積極的に回答せず、又は、このライセンス条件を拒否したが、新しいライセンス条件を提案しなかった；(三) 合理的な理由がないのに、ライセンス交渉を妨げ、遅らせ、又は拒否した；(四) 実施ライセンスについて交渉する経過において、明らかに合理的ではない条件を提出したので、実施ライセンス契約を締結できなくなった；(五) 被告がライセンス交渉において他の明らかに誤った行為をした。

センス交渉において FRAND 義務に違反したかを判断する基準を規定した。それが基本的に『北京市高級人民法院による特許権侵害判定指南』に明示された行為の種類と類似する。

本ガイドラインは、北京市高級人民法院が 2017 年に公布した『特許権侵害判定指南』（本節第 7 部分を参照）をもとにしてさらに完備し、標準必須特許案件において原告と被告の举证責任をさらに明確化し、FRAND 義務違反及びライセンス交渉において明らかな誤りがあったことの認定に重要な役割がある。しかし、本ガイドラインは北京市区域の裁判所のみ適用し、他の区域の標準必須特許紛争案件について参考価値には限りがある。

8. 広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン（試行）（2018 年 4 月 26 日より発効し、広東省全域で有効である。）²⁶

本ガイドラインは広東省高級人民法院に 2018 年 4 月 26 日に公布され、全文が 5 部分の 32 条からなり、標準必須特許紛争案件²⁷の審理における具体的な問題について総合的、全面的に規定し、詳しくは、標準必須特許紛争の基本的な問題、差止命令の問題、ロイヤリティの問題、独占禁止の問題という四つの方面を含む。

第二部分の差止命令について、第 10 条²⁸が、FRAND 原則と関連商慣行に基づき、標準必須特許権者と実施者の主観的な誤りについて判断し、それによって標準必須特許の実施停止の請求を支持するかを決めるということを明確化した。第 13 条²⁹と第 14 条³⁰が、特許権者と実施者には交渉において明らかな誤りがあるかの状況を規定した。

26 原文名：广东高院发布审理通信领域 SEP 专利纠纷案工作指引（试行）

<https://mp.weixin.qq.com/s/yH4F6ZPo1Pgpcx2h0a61vg>

27 本ガイドラインの第 32 条に基づき、本ガイドラインが通信分野の標準必須特許紛争案件の審理に適用するが、他の標準必須特許紛争案件も業界の特徴に基づき参照して適用することができる。

28 『広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン』第 10 条 標準必須特許権者が標準必須特許実施の差止を請求する場合、公平、合理、無差別の原則及び関連商慣行に基づき、標準必須特許権者と実施者の主観的な誤りについて判断し、そしてそれに基づき標準必須特許実施の差止請求を支持するかを決める。

29 『広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン』第 13 条 次のいずれか一項に該当する行為で標準必須特許権者が公平、合理、無差別の義務に違反し、明らかな誤りがあったと認定できる。(1) 実施者に交渉通知を出せず、又は、交渉通知を出したが、商慣行又は取引慣例に基づき係争特許権の範囲を明示しなかった；(2) 実施者が明確に特許ライセンス交渉を受けの意向を示した後、商慣行又は取引慣例に基づき実施者に例示性特許リスト、クレームチャートなどの特許情報を提供しなかった；(3) 実施者に具体的なライセンス条件及び主張したロイヤリティ計算方法を提供せず、又は、提出したライセンス条件が明らかに合理的ではないことで、特許実施許諾契約が達成できなくなった；(4) 合理的な期限内に回答しなかった；(5) 正当な理由がないのに交渉を妨げ、又は中断する；(6) 他の明らかな誤った行為。

30 『広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン』第 14 条 次のいずれか一項に該当する行為で実施者には明らかな誤りがあったと認定できる。(1) 標準必須特許権者からの交渉通知の受取を拒否し、又は、交渉通知を受け取ったが、合理的な期間内に明確に回答しなかった；(2) 正当な理由がないのに、秘密保持契約の締結を拒否したことで、交渉をし続けることが

第三部分のロイヤリティの問題について、第 18 条³¹は、複数の方法で標準必須特許のロイヤリティを確定することができることを明確化した。第 19 条³²において、当事者一方が証拠で、先方が標準必須特許のロイヤリティの確定に肝心な証拠を持っていると証明できる場合、証拠提出を先方に命じるよう裁判所に請求することができるとし、また、正当な理由がないのに、先方が証拠提出を拒否した場合、その主張したロイヤリティ及び提供した証拠を参照して裁判することができることとされた。

本ガイドラインの内容はすべて標準必須特許紛争案件の審理を定め、案件における普遍的な重要問題について、詳しく全面的に規定した。本ガイドラインは広東省の裁判所のみに適用するが、広東省の裁判所は標準必須特許の問題について豊富な経験を有するので、本ガイドラインは実務において広範な参考価値を有する。

9. 消費電子分野の知的財産権ライセンス仕組み指南（2021 年 10 月 20 日より発効し、業界の参考になるだけの文献である）³³

本指南が団体標準（T/CVIA 91-2021）に属し、中国電子視像業界協会に 2021 年 10 月 20 日に公布され、中国における初めての消費電子分野の知的財産権ライセンス指南である。全文が 9 つの部分からなり、消費電子分野の知的財産権ライセンスに関する基本的な原則及び仕事の仕組みを規定した。

できなくなった；（3）合理的な期限内に標準必須特許権者からの例示性特許リスト、クレームチャートなどの特許情報について実質的な回答をしなかった；（4）標準必須特許権者からのライセンス条件を受け取った後、合理的な期限内に実質的な回答をしなかった；（5）提出した実施条件が明らかに合理的ではないことで、特許実施許諾契約が達成できなくなった；（6）正当な理由がないのに、ライセンス交渉を遅らせ、又は、拒否した；（7）他の明らかな誤った行為。

31 『広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン』第 18 条 標準必須特許のロイヤリティの確定が以下の方法を参考できる。（1）比較可能なライセンス契約を参照する；（2）係争標準必須特許の市場価値を分析する；（3）比較可能なパテントプールにおける特許ライセンス情報を参照する；（4）他の方法。

32 『広東省高級人民法院による標準必須特許紛争案件の審理に関する作業ガイドライン』第 19 条 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件の審理において、当事者が証拠で、先方が標準必須特許のロイヤリティの確定に肝心な証拠を持っていると証明できる場合、証拠提出を先方に命じるよう裁判所に請求することができる。正当な理由がないのに、先方が証拠提出を拒否した場合、その主張したロイヤリティ及び提供した証拠を参照して裁判することができる。

33 原文名：关于发布实施《消费电子领域知识产权许可机制指南》团体标准的通知
<http://www.cvia.net.org.cn/static/files/file-6475.pdf>

指南は尊重・平等・公平合理・発展の4大原則を提出し、その第6.1条³⁴にライセンス交渉におけるライセンサーの権利と義務を規定した。第6.2条³⁵は、ライセンス交渉

34 『消費電子分野知的財産権ライセンス仕組み指南』6.1 ライセンサーの権利と義務

6.1.1 権利基礎の明確化ライセンサーに係る知的財産権の法律状態及び帰属について確認し、ライセンサーに説明し、且つ、ライセンサーからの合理的な質疑について証明資料を提供する。

知的財産権ライセンスが特許実施の許諾に該当する場合、ライセンサーは、ライセンサーが実施する請求項及び実施する具体的な形態を明確化し、ライセンサーに説明し、且つ、ライセンサーの要求に従って請求項と標準のクレームチャートを提供しなければならない。複数の特許ライセンスに係る場合、ライセンサーとライセンサーが、クレームチャート提供が必要な特許件数について交渉できる。原則としては、ライセンス特許（ファミリー）件数が20以下である場合には、クレームチャートが全部提供する必要があり、ライセンス特許（ファミリー）件数が21～99である場合には、クレームチャートを提供する特許の割合が70%以上で、且つ、件数が20（ファミリー）以上でなければならない。ライセンス特許（ファミリー）件数が100以上である場合には、クレームチャートを提供する特許の割合が50%以上で、且つ、件数が70（ファミリー）以上でなければならない。

ライセンサーが主張した請求項の中、少なくとも一部の特徴が第三者のプロバイダー又は第三者のプロバイダーからの製品に実施される場合、ライセンサーには合理的な理由があることを前提として、ライセンサーが優先的に該第三者のプロバイダーにライセンスしなければならない。ライセンサーから要求される場合、第三者のプロバイダーが共同してライセンス交渉に参加することにライセンサーが同意しなければならない。

6.1.2 ライセンス範囲の確定ライセンサーがライセンスに関する知的財産権のリスト、ライセンス期間範囲、ライセンス主体範囲、ライセンス行為範囲、ライセンス製品又は方法範囲、ライセンス地域範囲を明確化し提供しなければならない。ライセンスされる知的財産権が一件特許であっても、特許ポートフォリオであってもよい。特許ポートフォリオをライセンスする場合、標準必須特許と非標準必須特許を区分しなければならない。且つ、技術上関連の合理性及び必要性についてライセンサーに十分に説明しなければならない。

6.1.3 ライセンス条件の設定ライセンサーが交渉の基礎としてライセンス条件を提出し、且つ、ライセンサーにライセンス条件の合理性、ロイヤリティの計算依拠を示さなければならない。さらに、知的財産権自体の経済的な価値と明確な関係を有しなければならない。標準必須特許のライセンスがまた関連法律法規の規定及び業界慣例の規則に合致しなければならない。例えば、FRAND原則に合致しなければならない。ライセンサーと第三者が締結した比較可能な協議に基づき標準必須特許のロイヤリティ料率を確定するとライセンサーが主張する場合、ライセンサーが合理的な範囲で必要なサポートを提供しなければならない。ライセンス条件がロイヤリティの計算方法、ロイヤリティの支払い方法及び/又は他のライセンス取引条件を含むことができる。ロイヤリティの計算方法が、対象物品ごとの固定金額、同固定比率、固定総額、階段式ロイヤリティ、ロイヤリティ補償などを含むことができる。ロイヤリティの支払い方法が、一括払い、分割払い、ランニング、条件付き支払いなどを含むことができる。

6.1.4 ライセンス交渉プロセスライセンサーとライセンサーが協議して、予測の交渉全体タイムテーブル及び各段階のタイムテーブルを制定できる。ライセンサーが権利基礎の明確化、ライセンス範囲の確定、合理的なライセンス条件の設定などの基本的な義務を果たしていない前提で、差止命令を請求すべきではない。

35 『消費電子分野知的財産権ライセンス仕組み指南』6.2 ライセンサーの権利と義務

6.2.1 権利の選別ライセンサーは、ライセンスに関連する知的財産権の法的状態と帰属を確認できる。公開情報とライセンサーが主張する情報とが一致しない場合、ライセンサーに証明資料の提供を求めることができるが、ライセンサーへの連絡・確認をせずにこの理由をもって回答を拒絶することはできない。

6.2.2 ライセンス対象の特定知的財産権ライセンスが特許実施の許諾に該当する場合、ライセンサーが主張するライセンサーに実施される請求項及び実施の具体的な形態を明確に示さない場合、ライセンサーが明示するようライセンサーに要求できる。ライセンサーが標準必須特許を主張する際に、該特許を採用した最初の標準テキスト情報の提供をライセンサーがライセンサーに要求できる。

6.2.3 ライセンス措置の制定ライセンサーが実際の状況によって、使用主体の範囲、知的財産権の実施行為方式、ライセンス条件、及びライセンサーが提供する必要な技術的サポートなどを確定できる。知的財産権ライセンスが特許実施の許諾に該当する場合、ライセンサーが比較可能なライセンス契約を参照する方法に基づき標準必須特許のロイヤリティ料率を確定すると主張する場合、適用する比較可能なライセンス契約を具体的に指定し、且つ適用の原因を説明しなければならない。

においてライセンシーの権利と義務を規定した。また、ライセンス交渉の具体的な実施細則の面において、指南は、人員管理、秘密保持管理、プロセスファイル管理、ライセンス協議管理と執行を含む具体的な要求を明確化し、ライセンス双方に参考依拠を提供した。

本指南の起草組織の大部分が標準必須特許の実施者（例えば、TCL、海信、小米）であるので、権利と義務の配分の面において全体的に特許権者に対してより高い要求を提出しているようである。例えば、特許のクレームチャートの提供について、特許ポートフォリオに含まれる多くの特許に対してクレームチャートの送付を特許権者に要求する（例えば、ライセンス特許（ファミリー）件数が 100 以上である場合には、クレームチャートを提供する特許の割合が 50%以上でなければならない。）。しかし、本指南は業界協会に制定された団体推薦性標準にすぎず、参考文献のみにする。

10. 5G+産業標準必須特許発展最新動向（2021）白書（2021 年 12 月 24 日に公布され、業界の参考文献のみにする）³⁶

本白書は中国情報通信研究院と IMT-2020（5G）推進グループ知的財産権担当チームの一部のメンバーと共同で 2021 年 12 月 24 日に公布され、5G+産業標準必須特許発展の最新動向について深く分析した。

本白書は 4 章からなる。その内、第 1 章は、5G+産業標準必須特許の最新発展動向を全体的に纏めた。第 2 章は、米国、日本、欧州、韓国、インド及び中国などを含む主要国家・区域の標準必須特許に関する制度発展動向の観察を詳しく分析した。第 3 章は、5G スマートフォン端末、スマートネット接続自動車、5G+マルチメディアなどに関する標準必須特許のライセンス動向について記載した。第 4 章は、どのように 5G+産業発展の新たな枠組を構築するかについて提案した。

本白書は中国情報通信研究院の研究結果で、主な特許権者及び実施者の所在している国家・区域の標準必須特許制度の発展動向及びライセンスの最新動向を把握するのに比較的重要な役割を果たす。しかし、本白書は調査研究の成果として開示されたが、法律規定の拘束力を有しないので、訴訟案件に対する参考価値には限りがある。

6.2.4 ライセンス交渉のプロセス ライセンシーが交渉進展に積極的に協力し、ライセンスの申出に迅速に返答しなければならない。ライセンサーが提供したタイムテーブルが合理的ではなく、又は、実際の状況に合わない場合、その理由を説明し、且つ、改めて制定したタイムテーブルを提供し、友好的に協議しなければならない。ライセンサーと協議し交渉タイムテーブルを制定した後、ライセンシーが何らかの理由でタイムテーブルを調整する必要がある場合は、ライセンサーに説明しなければならない。

36 原文名：IMT-2020（5G）推進組发布《5G+产业标准必要专利发展最新态势（2021 年）》白皮书
<http://www.caict.ac.cn/kxyj/qwfb/ztbg/202112/P020211227580474617527.pdf>

第2節 裁判管轄に影響を与える法律関連文書

中国においては裁判管轄に対して影響を与える法律関連文書について、表2に示す1.～7.に挙げられる文書が該当する。

番号	法律文書名	現行版の発効日	適用範囲
1	中華人民共和国民事訴訟法	2022年1月1日	中国全土
2	最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈	2021年1月1日	中国全土
3	独占行為に起因した民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定	2021年1月1日	中国全土
4	特許紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定	2021年1月1日	中国全土
5	北京、上海、広州知的財産権法院の案件管轄に関する最高人民法院規定	2021年1月1日	中国全土
6	海南自由貿易港知的財産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定	2021年1月1日	中国全土
7	知的財産権法廷の若干問題に関する最高人民法院の規定	2019年1月1日	中国全土

表2 裁判管轄に影響を与える法律関連文書

次にこれら1.～7.に示される各法律関連文書の概要について解説する。

1. 中華人民共和国民事訴訟法（2022年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）³⁷

本法は1991年4月9日に制定され、四回の改正を経て、現行有効なのが2022年1月1日より発効した改正バージョンである。本法は4編12章291条からなり、民事訴訟手続きを規範した基本的な規則で、裁判所が民事案件を審理・執行する手続きに関する基本的な法律依拠である。

37 原文名：中華人民共和国民事訴訟法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZWQ3NjZlYTAxN2VlNmFiOTlhZDFjYmM%3D>

本法の第1編第2章は、民事案件の第一審管轄に関する一般的な規定である。その中の第24条³⁸は、契約性質紛争が「被告住所地」又は「契約履行地」の人民法院に管轄されることを明確化した。第29条³⁹は、侵害性質紛争が「侵害行為地」又は「被告住所地」の人民法院に管轄されることを規定した。また、涉外民事案件について、本法の第272条⁴⁰は、契約紛争又は他の財産権益紛争で、中華人民共和国領域内で住所がない被告に対して提起する訴訟が、「契約締結地」、「契約履行地」、「訴訟係争物所在地」、「差押可能の財産所在地」、「侵害行為地」又は「代表機構の住所地」の人民法院に管轄されることを規定した。

本法は民事案件の管轄規則について概括的な規定をし、標準必須特許権侵害紛争（侵害性質紛争）、標準必須特許ライセンス条件紛争（侵害性質と契約性質とも有する）及び標準必須特許独占禁止紛争（侵害性質紛争又は契約性質紛争、具体的には独占行為と契約との関連性によって判断する）などを含む紛争に適用する。具体的な司法解釈、司法判例が、標準必須特許に関する紛争案件、特に標準必須特許ライセンス条件紛争案件の管轄規則についてさらに細分化した。

2. 最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈（2021年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁴¹

本司法解釈は2014年12月18日に制定され、一回の改正を経て、現行有効なのは2021年1月1日より発効した改正バージョンである。本司法解釈が23部分の552条からなり、裁判所が民事案件を審理・執行する際に、『中華人民共和國民事訴訟法』を適用する問題について規定した。

本司法解釈の第2条第1項⁴²は、特許紛争案件の第一審の審級管轄について規定し、即ち、特許紛争案件が知的財産権法院、最高人民法院が確定した中級人民法院と基層

38 『中華人民共和國民事訴訟法（2021改正）』第24条 契約紛争で提起する訴訟が、被告住所地又は契約履行地の人民法院に管轄される。

39 『中華人民共和國民事訴訟法（2021改正）』第29条 侵害行為で提起する訴訟が、侵害行為地又は被告住所地の人民法院に管轄される。

40 『中華人民共和國民事訴訟法（2021改正）』第272条 契約紛争又は他の財産権益紛争で、中華人民共和国領域内で住所がない被告に対して提起する訴訟が、契約が中華人民共和国領域内で締結又は履行する場合、もしくは、訴訟係争物が中華人民共和国領域内にある場合、もしくは、被告が中華人民共和国領域内に差押可能の財産を有する場合、もしくは、被告が中華人民共和国領域内に代表機構を設立した場合、契約締結地、契約履行地、訴訟係争物の所在地、差押可能の財産所在地、侵害行為地又は代表機構住所地の人民法院に管轄される。

41 原文名：最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OT1kZWY5ODAxNzliMWE5N2I1YjFiMzE%3D>

42 『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020改正）』第2条 特許紛争案件が、知的財産権法院、最高人民法院が確定した中級人民法院及び基層人民法院に管轄される。海事、海商案件が海事法院に管轄される。

人民法院に管轄される。また、本司法解釈の第 18 条⁴³が、契約紛争の第一審地域管轄規則における「契約履行地」についてさらに細分化し、第 532 条⁴⁴が、涉外民事訴訟案件におけるより便利管轄の原則を明確化し、第 533 条⁴⁵が、中国裁判所と外国裁判所の管轄権が衝突する際の処理方法を明確化した。

本司法解釈は、特許案件の第一審の審級管轄規則を明確化し、且つ、『中華人民共和國民事訴訟法』における地域管轄規則についてさらに細分化した。又は、一般的に、標準必須特許案件が外国並行訴訟に係る場合があるので、案件においては、「より便利管轄原則」の適用、及び、管轄権衝突の際に、処理方法が本司法解釈の規定に違反しないことに注意すべきである。

3. 独占行為に起因した民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（2021 年 1 月 1 日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁴⁶

本司法解釈は 2012 年 1 月 30 日に制定され、一回の改正を経て、現行有効なのは 2021 年 1 月 1 日より発効した改正バージョンである。本司法解釈は 16 条からなり、主に裁判所が独占行為に起因した民事紛争案件を審理することについて規定した。

43 『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020 改正）』第 18 条 契約において履行地を約定した場合、約定した履行地を契約の履行地とする。

契約において履行地に関する約定がなく、又は、約定が不明で、訴訟物が金銭の給付である場合、金銭を受け取る一方の所在地が契約履行地であり、不動産を交付する場合、不動産所在地が契約履行地であり、他の訴訟物である場合、義務を履行する一方の所在地が契約履行地である。即時決済の契約について、取引行為地が契約履行地である。

契約が実際に履行せず、且つ、当事者双方の住所地がいずれも契約で約定した履行地ではない場合、被告住所地の裁判所が管轄する。

44 『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020 改正）』第 532 条 涉外民事案件が同時に下記の状況に合致する場合、裁判所が原告の起訴を棄却し、より便利の外国裁判所に提訴することを告知する旨の裁定を下すことができる。（一）被告は、案件がより便利の外国裁判所に管轄されるべきである請求を提出し、又は、管轄異議を申し立てた；（二）当事者の間には中華人民共和國裁判所を選択して案件を管轄する契約がない；（三）案件が中華人民共和國裁判所の専属管轄案件に該当しない；（四）案件が中華人民共和國国家、公民、法人又は他の組織の利益に係らない；

（五）案件の主な係争事実が、中華人民共和國国内で発生したのではなく、且つ、案件が中華人民共和國の法律を適用しなく、裁判所が案件を審理するなら、事実認定と法律適用に重大な困難がある；

（六）外国裁判所が案件に対して管轄権を有し、且つ、該案件を審理することがより便利である。

45 『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020 改正）』第 533 条 中華人民共和國裁判所と外国裁判所がいずれも管轄権を有する案件について、一方の当事者が外国裁判所に提訴したが、もう一方の当事者が中華人民共和國裁判所に提訴した場合、人民法院が受理できる。判決した後、外国裁判所が本件に対して下した判決・裁定の承認・執行を外国裁判所又は当事者が人民法院に申請する場合、許可しない。ただし、双方が共同して締結し、又は、参加している国際条約には特別な定めがある場合を除く。

外国裁判所の判決・裁定がすでに人民法院に承認され、当事者が同一の紛争について人民法院に提訴する場合、人民法院が受理しない。

46 原文名：最高人民法院关于审理因垄断行为引发的民事纠纷案件应用法律若干问题的规定

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OT1kZWY5ODAxNzlhZDFmODBkMzEONzE%3D>

本司法解釈の第3条⁴⁷は、独占案件の審級管轄に関する規定で、即ち、第一審の独占民事紛争案件については、知的財産権法院、省、自治区、直轄市人民政府所在地の市、計画単列市中級人民法院及び最高人民法院が指定した中級人民法院が管轄する。また、本司法解釈の第4条⁴⁸は、独占民事紛争案件の地域管轄が、案件の具体的な状況によって、侵害紛争、契約紛争などに関する民事訴訟法及び関連司法解釈の管轄規定に基づき確定すると定めた。

本司法解釈は標準必須特許の管轄問題について直接的に規定しなかったが、案件が独占問題に係る場合、管轄問題に関する本司法解釈の規定を参考して適用することができる。

4. 特許紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定 (2021年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である)⁴⁹

本司法解釈は2001年6月19日に制定され、三回の改正を経て、現行有効なのは2021年1月1日より発効した改正バージョンである。本司法解釈は20条からなり、主に裁判所が特許侵害と権利確定紛争案件を審理する際の法律適用について規定した。

本司法解釈の第2条⁵⁰は、特許侵害紛争案件の管轄における「侵害行為地」の範囲、即ち、「侵害行為の実施地」及び「侵害結果の発生地」を含むことを明確化した。同時に、本司法解釈の第3条⁵¹は、原告が被疑侵害品の製造者に対して提訴したが、販売者に対して提訴せず、且つ、被疑侵害品の製造地と販売地が一致していない場合に、製造地の人民法院が管轄権を有する一方で、製造者と販売者を共同被告として提訴す

47 『最高人民法院による独占行為で引き起こした民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』第3条 第一審の独占民事紛争案件については、知的財産権法院、省、自治区、直轄市人民政府所在地の市、計画単列市中級人民法院及び最高人民法院が指定した中級人民法院が管轄する。

48 『最高人民法院による独占行為で引き起こした民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』第4条 独占民事紛争案件の地域管轄が、案件の具体的な状況によって、侵害紛争、契約紛争などに関する民事訴訟法及び関連司法解釈の管轄規定に基づき確定する。

49 原文名：最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定（2020 修正）
<https://www.lawbus.net/articles/1429.html>

50 『最高人民法院による特許紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（2020 改正）』第2条 特許権侵害行為で提起する訴訟が、侵害行為地又は被告住所地の人民法院に管轄される。侵害行為地が、被疑特許権、実用新案特許権侵害品の製造、使用、販売申出、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、該特許方法に基づき直接に獲得した製品の使用、販売申出、販売、輸入などの行為の実施地、登録意匠製品の製造、販売申出、販売、輸入などの行為の実施地、他人特許の詐欺行為の実施地、及び、上記侵害行為による侵害結果の発生地を含む。

51 『最高人民法院による特許紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（2020 改正）』第3条 原告が被疑侵害品の製造者に対して提訴したが、販売者に対して提訴せず、且つ、被疑侵害品の製造地と販売地が一致していない場合、製造地の人民法院が管轄権を有し、製造者と販売者を共同被告として提訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。販売者が製造者の支社で、原告が販売地で被疑侵害品の製造者による製造、販売行為に対して提訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

る場合、販売地の人民法院が管轄権を有することを規定した。販売者が製造者の支社で、原告が販売地で被疑侵害品の製造者による製造、販売行為に対して提訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

本司法解釈は特許権侵害案件の管轄問題について規定し、権利侵害行為地の具体的な範囲、及び、被疑侵害品製造地と販売地法院の管轄権問題を明確化した。

5. 北京、上海、広州知的財産権法院の案件管轄に関する最高人民法院規定（2021年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁵²

本司法解釈は2014年10月27日に制定され、一回の改正を経て、現行有効なのは2021年1月1日より発効した改正バージョンである。本司法解釈が8条からなり、主に北京、上海、広州の三つの知的財産権法院の案件管轄問題について規定した。

本司法解釈の第1条⁵³が、知的財産権法院が所在市管轄区域内の以下の第一審案件を管轄する。（一）特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事と行政案件、（二）国務院部門又は県級以上地方政府による著作権、商標、不正競争などの行政行為に対して提訴する行政案件、（三）馳名商標の認定に関する民事案件。

本司法解釈は知的財産権法院の管轄問題について統一して規定し、且つ、異なる知的財産権法院の管轄問題について個別に規定した。

6. 海南自由貿易港知的財産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定（2021年1月1日より発効し、中国全土で有効である）⁵⁴

本決定は2020年12月26日に制定され、且つ、2021年1月1日より発効した。本決定が5条からなり、主に海南自由貿易港知的財産権法院の案件管轄問題について規定した。

52 原文名：最高人民法院关于北京、上海、广州知识产权法院案件管辖的规定

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZjYxNDAxNzlhYzI3NTA1MzFhY2M%3D>

53 『最高人民法院による北京、上海、広州知的財産権法院の案件管轄に関する規定（2020改正）』第1条 知的財産権法院が所在市管轄区域内の以下の第一審案件を管轄する。（一）特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事と行政案件、（二）国務院部門又は県級以上地方政府による著作権、商標、不正競争などの行政行為に対して提訴する行政案件、（三）馳名商標の認定に関する民事案件。

54 原文名：全国人民代表大会常务委员会关于设立海南自由贸易港知识产权法院的决定

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NmY0ZGYzNzAxNzcxOWQ2MTljZTNiNTI%3D>

本決定の第1条⁵⁵は、海南自由貿易港知的財産権法院の設立を規定した。第2条第1項⁵⁶では、海南自由貿易港知的財産権法院が以下の案件を管轄することを明確化した。

(一)、海南省の特許、技術秘密、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路レイアウト設計、弛名商標の認定及び独占紛争に係る専門性、技術性がより高い第一審知的財産権民事、行政案件；(二)前項で規定する以外の海南省の中級人民法院が管轄する第一審知的財産権民事、行政と刑事案件；(三)海南省の基層人民法院による知的財産権民事、行政と刑事判決・裁定に対する上訴、抗訴案件；(四)最高人民法院の確定によりそれが管轄するほかの案件。

本決定は海南省知的財産権案件の第一審管轄問題について専門的に規定した。

7. 知的財産権法廷の若干問題に関する最高人民法院の規定(2019年1月1日より発効し、中国全土で有効である)⁵⁷

本司法解釈は2018年12月3日に制定され、且つ、2019年1月1日より発効し、15条からなり、主に最高人民法院の内部に独立する知的財産権法定を設立することによって、関連知的財産権の上訴裁判仕事を統一することに関する。

本司法解釈の第2条⁵⁸は、最高人民法院知的財産権法廷が特許、独占の第一審案件の上訴案件を審理することを明確化した。

55 『全国人民代表大会常務委員会による海南自由貿易港知的財産権法院の設立に関する決定』第1条 海南自由貿易港知的財産権法院を設立する。海南自由貿易港知的財産権法院裁判廷の設置が、最高人民法院が知的財産権案件の種類及び件数によって決める。

56 『全国人民代表大会常務委員会による海南自由貿易港知的財産権法院の設立に関する決定』第2条 海南自由貿易港知的財産権法院が以下の案件を管轄する。(一)、海南省の特許、技術秘密、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路レイアウト設計、弛名商標の認定及び独占紛争に係る専門性、技術性がより高い第一審知的財産権民事、行政案件；(二)前項で規定する以外の海南省の中級人民法院が管轄する第一審知的財産権民事、行政と刑事案件；(三)海南省の基層人民法院による知的財産権民事、行政と刑事判決・裁定に対する上訴、抗訴案件；(四)最高人民法院の確定によりそれが管轄するほかの案件。

57 原文名：最高人民法院关于知识产权法庭若干问题的规定

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjN1OTc4NDAxNmYOMWZhNTJmYTAyNDE%3D>

58 『最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定』第2条 知的財産権法廷が次の案件を審理する。(一)高級人民法院、知的財産権法院、中級人民法院が下した発明特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占の第一審民事判決・裁定に不服し上訴する案件；(二)北京知的財産権法院が発明特許、実用新案特許、意匠権、植物新品種、集積回路レイアウト設計権利付与・確定について下した第一審行政案件判決・裁定に不服し上訴する案件；(三)高級人民法院、知的財産権法院、中級人民法院が下した発明特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占行政処罰などについて下した第一審行政判決・裁定に不服し上訴する案件；(四)中国全国範囲で重大、複雑な本条第一、二、三項に記載の第一審民事と行政案件；(五)本条第一、二、三項に記載の第一審案件に関するすでに発効した判決・裁定・調停書に対して法に基づく再審請求、抗訴、再審などの裁判監督手続きを適用する案件；(六)本条第一、二、三項に記載の第一審案件に関する管轄異議、罰金や拘留決定に対する複議請求、審理期限延長の請求などの案件；(七)最高人民法院の判断により知的財産権法廷が審理すべき他の案件。

本司法解釈は特許、独占禁止に関する案件の第二審審理職権を各地方高級人民法院から、最高人民法院の知的財産権法廷に統一することによって、知的財産権案件の裁判基準を統一することを狙う。

第3節 「訴訟差止命令」（即ち、中国法律における「訴訟前の行為保全」又は「訴訟中の行為保全」で、それが中国法律における仮差止命令である）に影響を与える関連法律文書

中国においては「訴訟差止命令」に対して影響を与える法律関連文書について、表3に示す1. ～4. に挙げられる文書が該当する。

番号	法律文書名	現行版の発効日	適用範囲
1	中華人民共和國民事特許法	2021年6月1日	中国全土
2	中華人民共和國民事訴訟法	2022年1月1日	中国全土
3	最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈	2021年1月1日	中国全土
4	知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定	2019年1月1日	中国全土

表3 「訴訟差止命令」に影響を与える関連法律文書

次にこれら1. ～4. に示される各法律文書の概要について解説する。

1. 中華人民共和國特許法（2021年6月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁵⁹

本報告書第一章第一節第一項に記載された通りに、本法は特許の出願審査及び権利付与、特許権の保護などの問題について規定し、中国特許法律体系の基本法である。

本法は標準必須特許について特別な規定をしていないが、第72条⁶⁰において、特許権者又は利害関係者が証拠を持って他人がその特許権を侵害し、その特許権の行使を妨げる行為を実施している又は実施しようとすることを証明することができ、即時に

59 原文名：中華人民共和國專利法（2020年修正）

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTJiN2Q0MzAxNzVlNDY1MWNiZDE1NDc%3D>

60 『特許法（2020改正）』第72条 特許権者又は利害関係者が証拠を持って他人がその特許権を侵害し、その特許権の行使を妨げる行為を実施している又は実施しようとすることを証明でき、即時に制止しないと、その合法的な権益が補わない損害を受ける恐れがある場合、提訴する前に法に基づき人民法院に財産保全措置、特定行為の実施又は特定行為の禁止を命じる措置を講じるよう請求できる。

制止しないと、その合法的な権益が補いきれない損害を受ける恐れがある場合、提訴する前に法に基づき人民法院に、特定行為の実施又は特定行為の禁止を命じる保全措置を講じるよう請求できる。即ち、「訴訟前行為保全」である。

本法は、実施している又は実施しようとする特許権の侵害行為又は妨害行為に対して特許権者が行為保全を請求できる権利を肯定し、且つ、権利行使に満たすべき要件について規定した。

2. 中華人民共和國民事訴訟法（2022年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁶¹

本報告書の第1章第2節第1.1項に記載のとおり、本法は民事訴訟手続きを規範した基本的な規則で、人民法院が民事案件を審理・執行する手続きに関する基本的な法律依拠である。

本法の第1編第8章が行為保全措置に関する一般的な規定である。中国の行為保全制度に基づき、保全請求のタイミングによって、「訴訟前の行為保全」及び「訴訟中の行為保全」に分けられる。本法の第103条⁶²が、「訴訟中の行為保全」の適用条件について規定し、判決の執行が困難になり、又は、当事者に他の損害を与える可能の案件について、裁判所が当事者の請求又は職権に基づき、その財産に対して保全し、特定行為の実施又は特定行為の禁止を命じる旨の裁定を下すことができる。且つ、本法の第104条⁶³が「訴訟前の行為保全」の適用条件について規定し、緊急状況で、保全を即時に請求しないと、その合法的な権益が補い切れない損害を受ける恐れがある場合のみ、利害関係者が裁判所に保全措置を講じるよう請求でき、且つ、相応の担保を提

61 原文名：中華人民共和國民事訴訟法（2021修正）

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZWQ3NjZlYTExN2VlNmFiOTlhZDFjYmM%3D>

62 『民事訴訟法（2021修正）』第103条 当事者一方の行為又は他の要因で、判決の執行が困難になり、又は、当事者に他の損害を与える恐れがある場合、先方当事者の請求に基づき、人民法院が、その財産に対して保全し、特定行為の実施又は特定行為の禁止を命じる裁定を下すことができ、当事者が請求しなかった場合、人民法院が保全措置を講じる裁定を必要に応じて下すこともできる。

人民法院が保全措置を講じる場合、請求人に担保の提供を要求でき、請求人が担保を提供しない場合、その請求を棄却する裁定を下す。

人民法院がその請求を受けた後、状況が緊急である場合、48時間内に裁定を下さなければならない、保全措置を講じると裁定する場合、即時に執行しなければならない。

63 『民事訴訟法（2021修正）』第104条 利害関係者が緊急状況で、即時に保全を請求しないと、その合法的な権益が補わない損害を受ける恐れがある場合、訴訟又は仲裁を提起する前に保全される財産の所在地、被請求人の住所地又は案件に対する管轄権を有する人民法院に保全措置を講じるよう請求できる。請求人が担保を提供しなければならない、担保を提供しない場合、その請求を棄却する裁定を下す。人民法院が請求を受けた後、48時間内に裁定を下さなければならない、保全措置を講じると裁定する場合、即時に執行しなければならない。

人民法院が保全措置を講じた日からの30日以内に、請求人が法に基づき訴訟又は仲裁を提起しない場合、人民法院が保全を解除しなければならない。

供しなければならない。さらに、本法が第 105 条⁶⁴にて保全の範囲を規定し、第 108 条⁶⁵にて不当保全の救済制度を規定し、第 114 条⁶⁶にて行為保全裁定の履行を拒否する行為に対して、情状によって罰金、拘留などの処罰を科することができるということを規定した。

本法は行為保全措置の適用について概括的に規定し、行為保全措置の実施に関する手続き問題について比較的具体的な規定をし、同時に、請求人による誤って請求した行為に関する損害賠償責任を規定した。

3. 最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈（2021 年 1 月 1 日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁶⁷

本報告書の第 1 章第 2 節第 1.1 項に記載されたとおり、裁判所が民事案件を審理・執行する際に、『中華人民共和國民事訴訟法』を適用する問題について、本司法解釈は規定した。

本司法解釈の第 7 部分が保全と先行執行に関する規定である。そのうち、第 152 条⁶⁸が保全措置を講じる際に担保を提供する状況及び担保額を明確化し、第 160～168 条が保全請求の受理、裁定、執行、解除における手続き事項について規定した。また、本司法解釈の第 171～172 条がさらに当事者に不服がある場合に、裁定を下した法院に復議を請求する権利を付与した。

本司法解釈は保全請求の受理、担保の提供、裁定の執行及び解除などの面について詳しく規定し、且つ、保全裁定に対して復議を請求する権利を当事者に付与した。

64 『民事訴訟法（2021 改正）』第 105 条 保全が請求の範囲、又は、本件に関する財物に限られる。

65 『民事訴訟法（2021 改正）』第 108 条 保全請求には誤りがある場合、請求人が被請求人に保全で受けた損失を賠償しなければならない。

66 『民事訴訟法（2021 改正）』第 114 条 訴訟参加者又は他の人が次のいずれか一項に該当する行為を実施する場合、人民法院が情状軽重によって罰金、拘留に処することができ、犯罪になる場合、法に基づき刑事責任を追及できる。（一）～（五）略 （六）人民法院による発効した判決・裁定の履行を拒否する。

人民法院が前項で規定するいずれか一項の行為を実施した組織に対して、その主要責任者又は直接責任者に対して罰金、拘留に処することができ、犯罪になる場合、法に基づき刑事責任を追及できる。

67 原文名：最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释（2020 修正）

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZWY5ODAxNzliMWE5N2I1YjFiMzE%3D>

68 『最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈（2020 改正）』第 152 条 人民法院が民事訴訟法第 100 条、第 101 条の規定に基づき、訴訟前の保全、訴訟中の保全を講じる際に、利害関係者又は当事者に担保の提供を命じる場合、書面で通知しなければならない。

利害関係者が訴訟前の保全を請求する場合、担保を提供しなければならない。訴訟前の財産保全を請求する場合、保全請求額に相当する担保を提供すべき、状況が特別である場合、人民法院が情状酌量して処理できる。訴訟前の行為保全を請求する場合、担保額が案件の具体的な状況によって人民法院に決められる。

訴訟中において、人民法院が当事者の請求又は職権に基づき保全措置を講じる場合、案件の具体的な状況によって、当事者が担保を提供するか及び担保額を決める。

4. 知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（2019年1月1日より発効し、中国全土で有効である）⁶⁹

本司法解釈は2018年11月26日に制定され、2019年1月1日より発効し、現在、有効である。本司法解釈が21条からなり、主に司法審理における知的財産権（特許、商標、著作権を含む）に関する行為保全の問題について規定した。

本司法解釈が主に知的財産権分野の行為保全問題について具体的に規定し、『中華人民共和國民事訴訟法（2017改正）』第100条と第101条（2021改正バージョンにおいて第103条と第104条になった）に記載された「緊急状況」⁷⁰、「補わない損害」⁷¹などの構成要件と相応する状況について列挙式の記述をし、裁判所が行為保全請求を審査する際に考慮すべき要素⁷²などの問題について具体的に規定した。

本司法解釈は知的財産権紛争案件において行為保全制度をさらに詳細化し、より詳しい判断基準と裁判規則を提供した。

69 原文名：最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjN10ThiZDAxNmY0MWY0ZmM2YTAYMjg%3D>

70 『最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定』

第6条 次のいずれか一項の状況があり、行為保全措置を即時に取らないと、請求人の利益に損害を与えるのに十分である場合、民事訴訟法第100条、第101条にて規定する「緊急状況」に該当すると認定すべき。（一）請求人の商業秘密がまもなく不正開示される；（二）請求人の発表権、プライバシー権などの人身権利がまもなく侵害される；（三）係争知的財産権がまもなく不法処分される；（四）請求人の知的財産権が展示会などの時効性が比較的高い状況で侵害されている又はまもなく侵害される；（五）時効性の高い人気番組が侵害されている又はまもなく侵害される；（六）即時に行為保全措置を取る必要がある他の状況。

71 『最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定』

第10条 知的財産権と不正競争紛争行為保全案件において、次のいずれか一項の状況がある場合、民事訴訟法第101条にて規定する「補わない損害」に該当すると認定すべき。（一）被請求人の行為が、請求人が有する商業名誉又は発表権、プライバシー権などの人身性質の権利を侵害し、且つ、補わない損害を与える；（二）被申請人の行為で、侵害行為への制御が困難になり、且つ、請求人への損害が明らかに拡大される；（三）被請求人の侵害行為が請求人の関連市場シェアを著しく減少させる；（四）請求人に他の補わない損害を与える。

72 『最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定』

第7条 人民法院が行為保全の請求を審査する際に、次の要素を総合して考慮すべき。（一）請求人による請求には事実基礎と法律依拠があるか、保護を求める知的財産権の効力の安定性を含む；（二）行為保全措置を取らないと、請求人の合法的な権益が補わない損害を受け、又は、案件裁定・判決の執行が困難になるなどの損害をきたすか；（三）行為保全措置を取らないと、請求人への損害が行為保全措置を取る場合に被請求人に与える損害を超えるか；（四）行為保全措置を取ることが、社会公共利益に損害を与えるか；（五）考慮すべき他の要素。

第2章 中国内における SEP 紛争の判例調査

公開ルートを通じて検索した 2012 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日の間に中国大陸裁判所が審理した標準必須特許案件は計 175 件⁷³で、以下のいくつかの種類の場合を含む。

(1) 特許権侵害紛争（及び非侵害確認紛争）訴訟：

中国法律に基づき、特許権侵害紛争について、特許権者は被疑侵害者に対して訴訟を提起し、特許権者の具体的な中国特許（各訴訟において特許 1 件しか主張できない）に基づき、差止命令請求及び/又は損害賠償請求を主張できる。一方、非侵害確認紛争訴訟において、被疑侵害者は特許権者に対して訴訟を提起し、特許権者の具体的な中国特許（各訴訟において特許 1 件しか主張できない）に基づき、被疑侵害者が権利侵害に該当しないと判決するよう裁判所に請求できる。

(2) 標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟：

特許権者又は実施者がいずれも先方を相手取って標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟を提起することができ、具体的に特許権者の特許ポートフォリオ又は特定の特許に基づき、ロイヤリティ料率を含むライセンス条件の確定を請求することができる。最高人民法院は 2021 年に「OPPO 対シャープの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」の管轄権異議裁定書において、案件事実が特定の状況を満たす場合、中国裁判所が中国特許ポートフォリオだけでなく、グローバル特許ポートフォリオのライセンス条件を裁定する権利を有することを判示した⁷⁴。

(3) 独占紛争（支配的市場地位紛争の濫用を主とする）訴訟：

73 訴訟 1 件が 1 件としてカウントし、該訴訟案件において下した管轄異議裁定・差止命令裁定が繰り返してカウントしなかった。ご注意いただきたい点として、5 件案件のカウント規則が特別で、以下にて説明する。1. Huawei 対 Conversant の非侵害確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リストの 74-1）が併合審理の非侵害確認訴訟 3 件を含み、且つ、この 3 件訴訟において、Huawei が同様で且つ重複の「標準必須特許ロイヤリティ確定の請求」を提出し、且つ、裁判所が「非侵害確認の請求」と「標準必須特許ロイヤリティ確定の請求」について統一して判決した。そのため、Huawei 対 Conversant の非侵害確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件について、非侵害確認紛争訴訟 3 件と標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟 1 件としてカウントした。2. OPPO 対シャープの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リストの 9-1）において、OPPO が訴訟 1 件において独立する「標準必須特許ロイヤリティ確定の請求」と「FRAND 義務違反確定の請求」を提出した。そのため、OPPO 対シャープの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件について、標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟 1 件と他の種類の紛争訴訟（FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定紛争）1 件としてカウントした。OPPO 対ノキアの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リストの 1-1）、レノバ対ノキアの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リストの 11-1）、OPPO 対シズベルの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リスト 13-1）、及び OPPO 対シャープの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件（案件リストの 9-1）の状況が同様で、いずれも上記規則に従ってカウントした。

74 判例リストの 9-2 を参照できる。

実施者は特許権者に対して独占紛争訴訟を提起でき、特許権者がライセンス交渉において関連独占行為（独占協議、支配的市場地位の濫用、経営者集中を含む）を実施したと主張でき、且つ、実施者が差止命令請求（即ち、関連独占行為の停止を特許権者に命じる）及び/又は損害賠償請求を主張できる。中国の標準必須特許司法実務において、圧倒的多数の独占紛争訴訟がいずれも「支配的市場地位濫用の行為」に対して提起し、即ち、特許権者による差止命令の請求、抱き合わせ販売などの行為がいずれも標準必須特許による支配的市場地位を濫用する行為であると実施者は主張した。

（4）契約紛争訴訟：

実施者又は特許権者は標準必須特許ライセンス契約を締結した後、契約の履行において契約違反の行為が発生したことを理由に、契約を守った側は、契約に違反した側に対して契約紛争訴訟を提起でき、且つ、関連違約責任（例えば、契約解除、違約金の支払い）を主張できる⁷⁵。

（5）他の書類の紛争（不正競争紛争、FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確認紛争、悪質な知的財産権訴訟の提起による損害責任紛争⁷⁶を含む）訴訟：

中国標準必須特許司法実務の発展において、新たな案件種類が相次いで出てきて、これらの案件が権利侵害法律又は契約法を法律基礎とするが、いずれも従来の民事訴訟案件事由に明確に包括されていない。これら他の種類の紛争がほとんど実施者から特許権者を相手取って提起されたものである。

上記各種類の標準必須特許紛争において、当事者が手続き事項について裁判所に請求を提出できる。今までの訴訟実務において、主に「訴訟差止命令」（即ち、中国法律に定められた「行為保全」である）請求と管轄権異議の申立を含む。

（6）訴訟差止命令：

標準必須特許ライセンスにはグローバルの特徴があるため、権利者と実施者の間にライセンス紛争が生じた場合、双方が全世界範囲で同時に複数の訴訟を提起する可能性が高い。中国訴訟の当事者は、国外訴訟が中国で進行している訴訟に影響を与えることを避け、中国訴訟を順調に進めることを図るために、中国裁判所に「訴訟差止命

75 この「契約紛争訴訟」は、ライセンス契約が達成した後、契約の履行において生じた紛争のみを含み、契約を締結する前に生じた紛争、例えば、FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確認訴訟を含まない。

76 「悪質な知的財産権訴訟の提起による損害責任紛争」と「FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確認紛争」がいずれも中国法律にて定められる案件事由ではなく、いずれも原告が提訴した際に主張した案件事由である。両者の法理基礎が異なり、前者の依拠が権利侵害理論で、後者の依拠が権利侵害理論又は契約理論（契約締結上の義務）である。

令」を請求でき、国外判決執行の請求、又は、新規国外訴訟の提起、又は、新規訴訟差止命令の請求をしてはならないことを先方に命じるよう請求できる。

(7) 管轄権異議：

被告は中国民事訴訟法の規定に基づき、立件裁判所が同案件に対して管轄権を有しないと考える場合、通常、管轄権異議を申し立てる。しかし、今までの標準必須特許案件において、管轄権異議が裁判所に認められたことがない。

検索した 175 件判例の具体的な状況は添付の判例リストを参考頂きたい。

第3章 中国内における SEP 紛争の傾向分析調査

第2章にて記載の175件の訴訟に基づき、以下にて中国内におけるSEP紛争の傾向分析について詳しく説明する。

第1節 中国標準必須特許案件に関する整理

1. 全体状況

(一) 案件種類件数

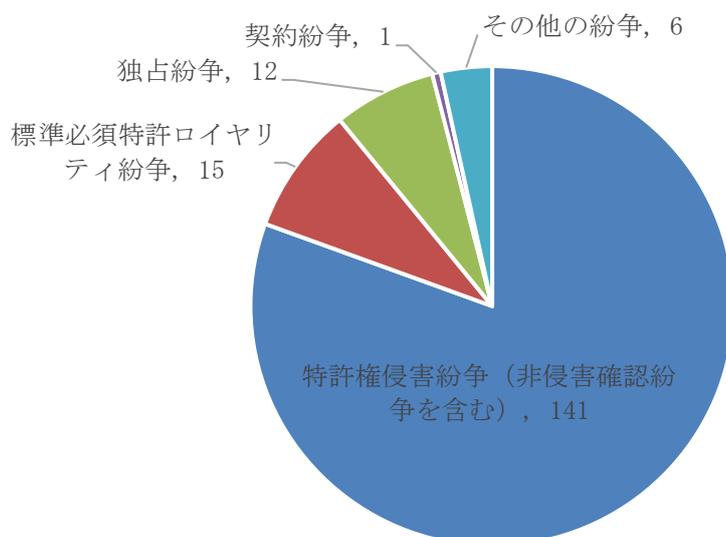


図1 中国標準必須特許案件種類の分布

上図からわかるように、中国の圧倒的多数の標準必須特許訴訟が特許権侵害訴訟(非侵害確認訴訟を含む)で、計141件で、全体の80.5%を占めている⁷⁷。

その中、契約紛争は「ハイテラ対モトローラの契約紛争案件」(判例リストの22-1)の1件に留まることから更なる分析は割愛する。

他に手続き事項が申立てられた案件を見ると、管轄権異議は119件(全体68%)となり、大部分の訴訟案件において検討されている状況が分かる。また、訴訟差止命令が関与する案件は計6件となる。

標準必須特許に関するライセンス実務では、交渉が依然としてライセンス合意を達成する為の主な手段であり、一般的に訴訟は先方にプレッシャーを掛けて交渉を順調に進めるための手段に過ぎない。中国の特許権侵害訴訟において、特許権者が被疑侵

⁷⁷ 注：この141件特許権侵害紛争(非侵害確認紛争を含む)には、特許権侵害紛争が134件で、非侵害確認紛争が7件(判例リスト74-1(3件カウント)、78-3、79-1、80-1、81-1)である。

害者に対して差止請求と損害賠償の請求を提出するが、それは特許権者がよく使用する訴訟手段で、特に差止命令の請求が裁判所に認められた場合、交渉において被疑侵害者にプレッシャー掛けられることから、多くの場面で利用されている状況にある。

一方、特許権侵害紛争訴訟とは異なり、標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟は実質的に双方のライセンス紛争を解決できる（即ち、ライセンス条件に対して司法判決を下す）が、それに係る法的問題がより複雑であり（例えば、ロイヤリティ料率の具体的な計算方法）、掛かる訴訟コストがより高く（例えば、経済学専門家を招聘し精細な料率分析をし、料率計算に関する証拠を大量に準備する必要がある）、訴訟に要する時間がより長い点が難点であった。ただ、新たな訴訟類型としてここ数年間に関連理論や実務がますます完備してきたことから（例えば、中国裁判所が2020年末に遂に「標準必須特許ロイヤリティ紛争」を「特許権帰属、権利侵害紛争」の第三級案件事由⁷⁸として正式に法定民事訴訟案件事由に組み入れた⁷⁹）、訴訟件数がこの数年に比較的增加している。

（二） 年度件数分布

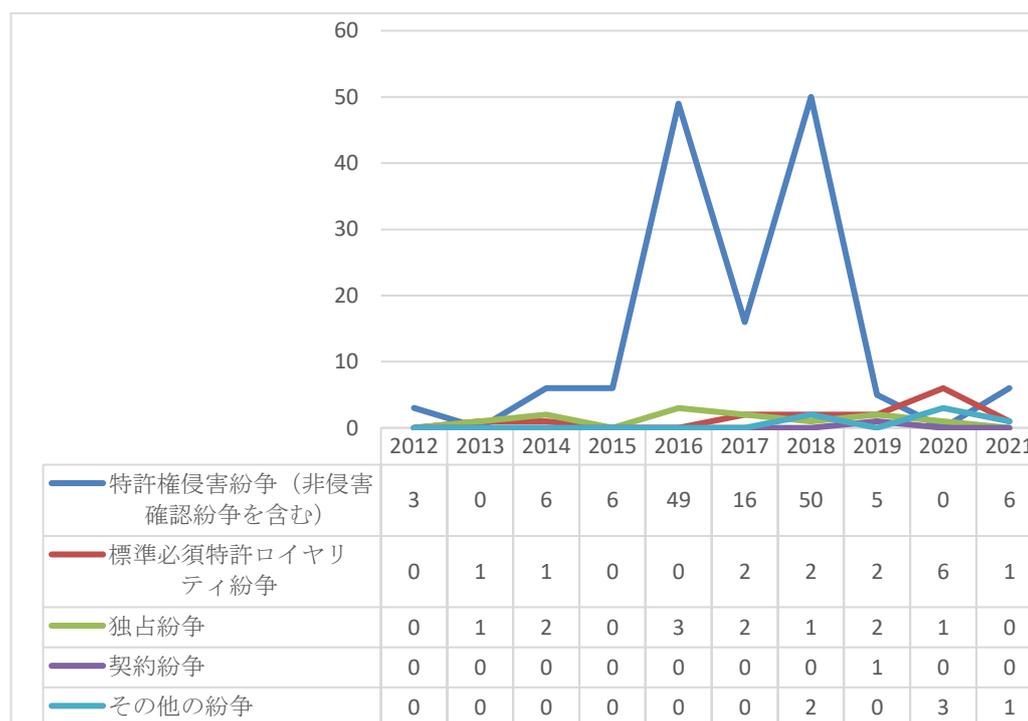


図2 中国標準必須特許案件数年度分布

78 中国民事案件事由は概括から詳細まで計四級に分けられ、裁判所は詳細から概括までの順番（即ち第四級から第一級まで）で各案件の案件事由を確定し、すべての第三級案件事由の下にはいずれも第四級の案件事由があるとは言えないので、第三級案件事由は司法実務においてよく使われる。

79 注意点としては、以前から法定案件事由ではないが、この種類の訴訟の提起は認められる。提訴の案件事由が具体的な法定民事訴訟案件事由に含まれるかは提訴に必要な条件ではないためである。

年度傾向として 2020 年と 2021 年の案件数が大きく減少したことは、関連案件の判決が現時点では審理中で、又は、未だに開示されていないことが理由と考えられる。その背景としては、当事者が実体審理の前に管轄異議などの手続き上の申立を提出可能であり、標準必須特許に係る案件事実が比較的複雑であることから、審理期間が数年にわたる可能性がある点、また、中国法律規定に基づき、裁判所は裁定・判決が正式に発効した後（一審と二審を経て、又は、一審審理後、当事者が上訴しなかった）に関連書類を開示するが、未発効の裁定・判決の開示を裁判所に要求する規定がない点が挙げられる。

また、2016 年及び 2018 年の案件数であるが、2016 年に Huawei とサムスンの標準必須特許紛争において、双方が中国裁判所に計 30 件の特許権侵害訴訟を提起し、且つ、2018 年にメディアテックが上海宣普に対して 18 件の特許権侵害訴訟を提起し、高清編解碼が OPPO 及び Vivo 並びに Xiaomi に対してそれぞれ 6 件の特許権侵害訴訟を提起した結果、2016 年と 2018 年に中国裁判所が受理した特許権侵害紛争案件数が突出して多くなった。

上記データから見れば、2016 年から標準必須特許ロイヤリティ紛争案件件数が増え始め、且つ 2020 年には上昇が加速し始める傾向がある。その原因は以下の三つの面があると考えられる。(1) 「標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟」が新規訴訟種類として、最近の数年間に関連理論や実務がますます完備し、中国裁判所が 2020 年末に遂に「標準必須特許ロイヤリティ紛争」を「特許権帰属、権利侵害紛争」の三級案件事由として正式に法定民事訴訟案件事由に組み入れた点（前述済）、(2) 「標準必須特許ロイヤリティ紛争」が実施者から提起できるので、この種類の訴訟は、実施者が特許権者にプレッシャーを掛ける訴訟手段になってきた点、(3) 近年、標準必須特許に関するライセンス活動及び国外訴訟がますます多くなってきたので、実施者が中国でより多くの標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟を提起した点が挙げられる。

(三) 案件に係る当事者の業界分野

中国裁判所が審理した標準必須特許案件が主に通信、医薬品、建築と農業という 4 つの分野に集中され、その中、特に通信・電気業界（主にスマートフォン業界）が重点になり、計 167 件がある。詳細は下記のとおりである。

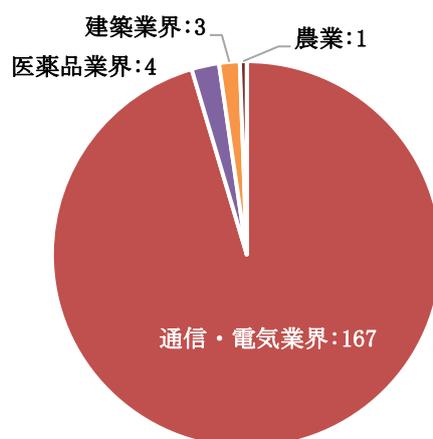


図3 案件に係る当事者の業界分野の分布

医薬品、建築と農業業界の標準必須特許紛争案件が比較的少ないが、通信・電気業界における標準必須特許紛争と比べると複数の共通点がある。医薬品業界の「A氏、B氏対山東省恵諾薬業有限公司の特許権侵害紛争案件」（判例リストの83-1）を例として以下にて説明する。

案件背景：2013年4月2日に、A氏とB氏が係争特許出願を提出し、且つ、2014年8月6日に権利を付与された。2013年5月9日に、中国国家食品医薬品监督管理局が通知を発行し、標準番号がWS1-XG-011-2013であるヘパリンNa注射液に関する医薬品標準が2013年11月9日から施行することを明示した。医薬品標準WS1-XG-011-2013が係争発明特許の請求項1の内容と一致する。

判決要旨：一審判決において、恵諾薬業が係争特許の出願日以前にすでに係争特許の技術を使用したことが証明できないので、恵諾薬業による先使用抗弁が成り立たない。且つ、国家強制標準の制定経過において標準必須特許権者がその標準必須特許情報を開示しなければ、関連標準の実施者に対してその特許権の使用を許諾すると見なすという中国法律規定がなく、即ち、中国では標準必須特許に関する黙示のライセンス制度がないため、恵諾薬業の行為が権利侵害行為に該当すると一審裁判所が認定した。

山東省高級人民法院が一審判決の認定に基づき、さらに下記の内容を指摘した。係争医薬品が特定病気の治療に特化した医薬品、又は、その治療に不可欠な医薬品ではなく、且つ、係争医薬品を生産する医薬品業者が恵諾薬業だけではなく、そして、係争特許を使用し続けられない結果が違約行為に起因し、主観的な面には誤りがあるので、侵害行為の差止を判決しなければならないと、恵諾薬業の販売行為を制止しないと、恵諾薬業が依然として権利侵害行為から利益を獲得でき、それは特許法で特許権者の合法的な権益を保護し、権利侵害行為を打撃する立法本意に合致しない。

案件影響：医薬品業界の標準必須特許権侵害紛争案件が少ないが、本件において裁判所が侵害行為の差止を判決したとともに、標準必須特許の特別なところ及び実施者の誤りを考慮し、通信業界の標準必須特許案件の審理ロジックと一致している。また、本件判決は、中国の関連規定に基づき、標準必須特許に関する黙示のライセンスがないので、標準必須特許に対して黙示のライセンスによる非侵害抗弁が現時点では中国で適用できない。

(四) 裁判所ごとの受理した案件数

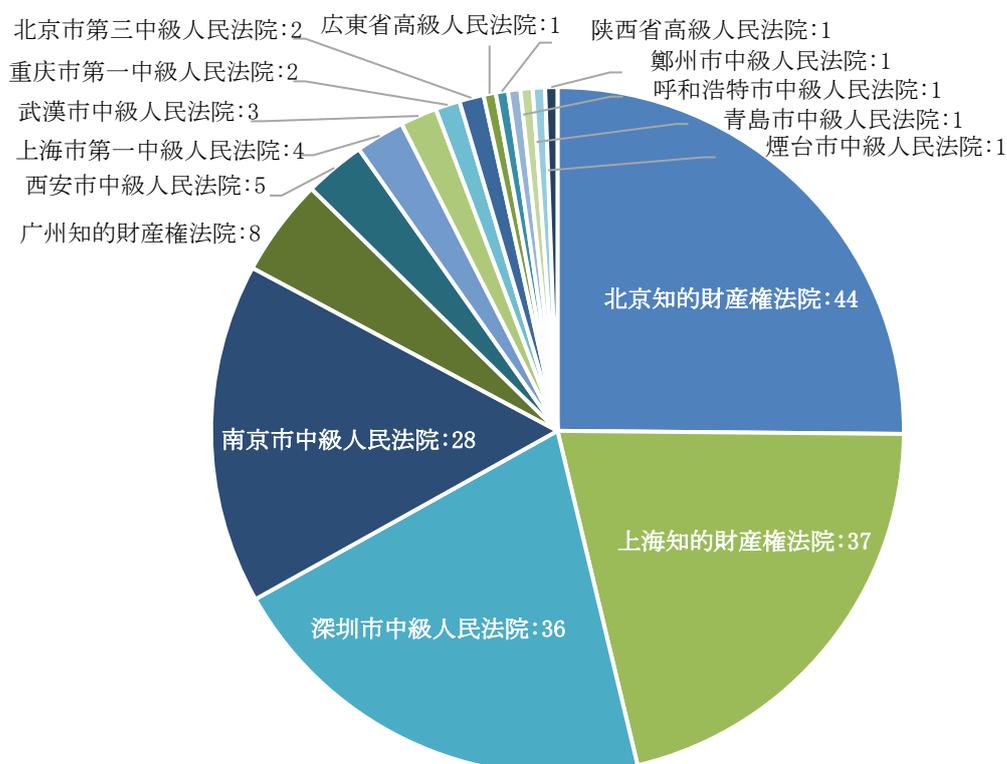


図4 裁判所ごとの受理した案件数の分布

受理裁判所から見れば、現時点では、中国において計 16 箇所の裁判所が標準必須特許案件を受理済みである。そのうち、受理案件件数が一番多いのが 4 箇所の裁判所で、それぞれが北京知的財産権法院、上海知的財産権法院、深圳市中級人民法院及び南京市中級人民法院で、この 4 箇所の裁判所が中国の 75%以上の標準必須特許案件を受理した。

通常、原告が提訴の際に裁判所の選択について、以下の要素を考慮に入れる。(1) 管轄に関する法律規定に基づき、裁判所が本件に対して管轄権を有するか(例えば、

特許権侵害紛争において、被告住所地裁判所及び不法行為地裁判所が管轄権を有する）、（2）裁判所が審理している案件数及び審理期間、（3）裁判所が類似する案件を審理した経験の有無、及び、類似する案件において下した判決の観点。

例えば、深圳市中級人民法院は、複数の通信企業の住所地裁判所として、「Huawei 対 Inter Digital の標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 164-1）、「OPPO 対シャープの FRAND 義務違反確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 9-1）を含む複数の標準必須特許紛争を審理し、豊富な審理経験を持っている。

他に北京知的財産権法院と上海知的財産法院は、知的財産権の専門裁判所として、特許に関する豊富な審理経験を持って、技術的問題と法的問題の両方について正確な判断を下せるので、多くの標準必須特許紛争訴訟の原告から選択されている。南京市中級人民法院が「Huawei 対 conversant 特許権非侵害確定訴訟と標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟」（判例リストの 74-1）を審理した裁判所で、また、高清編解碼科技有限責任会社が複数の実施者（例えば OPPO と Xiaomi）に対して提起した 18 件の特許権侵害訴訟も、南京市中級人民法院に審理された。そのため、南京市中級人民法院が審理した案件数も比較的多い。上記裁判所が標準必須特許に関する裁判経験が豊富であるので、多くの当事者から選択された。

また管轄権異議が多く申立てられる背景としては、通常、標準必須特許案件は比較的複雑である為、被告が十分な準備時間を望む点が挙げられる。そのため、管轄権異議の申し立ては、より十分な準備時間を稼ぐための第一選択となり、一般的に標準必須特許案件の被告が全部管轄権異議を申し立てる。しかし、標準必須特許案件に関する管轄権異議が裁判所に認められる例はこれまでにない。

2. 特許権侵害紛争（非侵害確認紛争を含む）案件状況

（一） 当事者双方の地域による分類

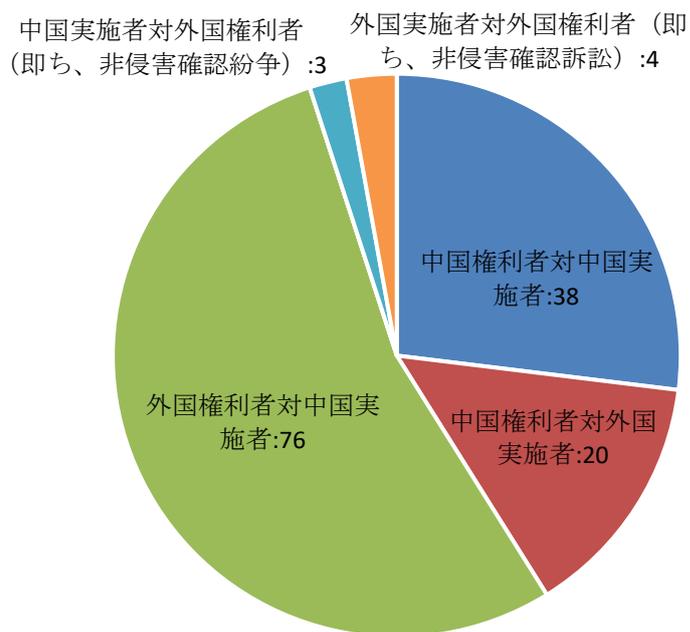


図5 当事者双方の地域による案件の分布

中国裁判所が審理した標準必須特許に係る特許権侵害紛争と非侵害確認紛争が計141件である（特許権侵害紛争が134件で、非侵害確認紛争が7件である）。外国主体に係る訴訟において、中国権利者が外国実施者に対して提起した訴訟件数が20件で、外国権利者が中国実施者に対して提起した訴訟件数が76件である。この結果からわかるように、外国企業の権利保護活動が非常に積極的で、その主な原因として、多数の標準必須特許権者が外国企業で、且つ、中国が製造業界の大国及び主なスマートフォン消費市場で、多くの標準必須特許の実施者が中国業者であるためである。また、他の司法管轄区域と比べて、中国で訴訟を提起する場合、掛かる費用が比較的安く、且つ、訴訟進展が比較的早いので、多くの外国権利者が中国を選択して訴訟を提起していることが理由として挙げられる。

この二種類の案件における外国主体の国籍分布が下図のとおりである。

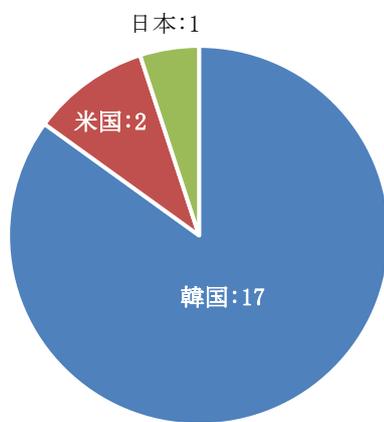


図6 中国権利者対外国実施者の案件における外国実施者の国籍分布

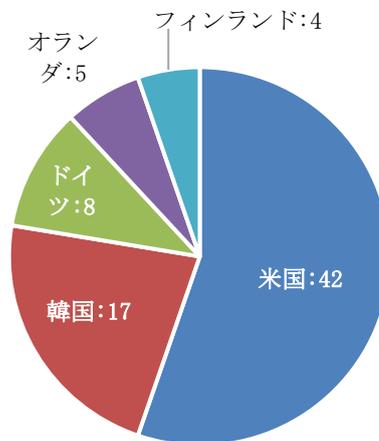


図7 外国権利者対中国実施者の案件における外国実施者の国籍分布

ここで、中国権利者対外国実施者の案件において韓国主体の案件数が大きな割合を占めた理由としては、Huawei とサムスンの標準必須特許ライセンス紛争において、Huawei が 2016 年及び 2017 年においてサムスンに対して多数（15 件）の特許権侵害訴訟を続けて提訴した点が挙げられ、特定案件の状況に拠るところが大きい。

また、外国権利者対中国実施者の案件において米国主体の案件数が大きな割合を占めた理由としては、特定の特許権者が中国通信企業に対して数が比較的多くの案件を提訴したため、その中、米国の高清編解碼会社が TCL、小米、Vivo、OPPO を含む複数の中国通信企業に対して 27 件の特許権侵害訴訟を提起し、そして、クアルコムが Meizu に対して 14 件の特許権侵害訴訟を提起した。

（二） 裁判所判決結果

ライセンス交渉では、たとえ当事者の一方が標準必須特許訴訟を提起しても、案件審理において双方は依然としてライセンス交渉を行う。標準必須特許案件の審理期間は比較的長く、且つ、審理において裁判所も積極的に双方の紛争をめぐって調停するので、双方も訴訟のプレッシャーの下でより効率的に交渉を進める。そのため、判決が下される前に当事者双方がライセンス協議を締結し、裁判所が最終的に判決を下さなかった案件が多い。しかし、一部分の案件においては、当事者双方の主張が大きく食い違いライセンス合意が達成できなかったため、中国裁判所において判決にまで至っている。結果は、勝訴が 8 件、敗訴（請求棄却）が 24 件となる。24 件の敗訴案件の内、16 件は侵害訴訟の審理中に係争特許が中国国家知的財産権局に無効と宣告された

ため、残ったのは係争特許が標準必須特許に該当しないと裁判所に認定されたためである。

具体的に言えば、中国裁判所に審理された 141 件特許侵害紛争（非侵害確認紛争を含む）案件において、各案件の具体的な判決結果は以下のとおりで、半数以上の案件がすでに和解し又は訴訟を取下げた。その中の 7 件の非侵害確認紛争案件がいずれも和解/訴訟取下げの方式で結審した。各案件の具体的な判決結果が次のとおりである。

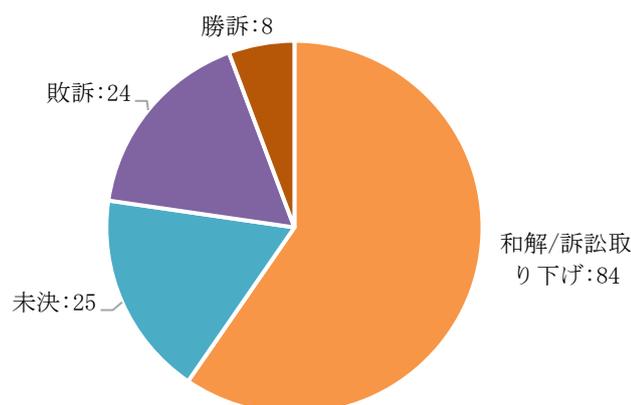


図8 141 件の特許権侵害紛争訴訟の結果

次の通り幾つかの判決を紹介する。

(1) 「Huawei 対サムスン特許権侵害紛争訴訟」（判例リストの 98-1）：深圳市中級人法院が一審判決を下した。

案件背景：2011 年以来、Huawei とサムスンが特許クロスライセンスについて何度も交渉したが、実質的な進展がなかった。

2016 年 5 月から、Huawei とサムスンが 4G 通信標準に係る特許に基づき中国及び米国の裁判所において FRAND 義務違反確認訴訟、特許権侵害訴訟を提起した。その中の中国訴訟が北京知的財産権法院、深圳市中級人民法院及び西安市中級人民法院に審理された。

2019 年 5 月に、Huawei とサムスンがグローバルな和解を達成し、全世界範囲の標準必須特許のクロスライセンスについてフレームワーク特許ライセンス協議を締結した。

判決要旨：まず、深圳市中級人民法院が係争特許と関連技術標準を対比し確認した後、特許権請求項 1, 2, 9, 10 の技術案が 3GPP の関連標準と一致し、標準必須特許に該当すると認定した。次に、深圳市中級人民法院は、ライセンス交渉の手続きにおいてサムスンには明らかな誤りがあり、例えば、クロスライセンスを拒否し、非標準必須

特許の抱き合わせ販売、クレームチャートを積極的に提供しなかったこと、オファーと逆オファーを積極的に提供しなかったこと、正当な理由がないのに第三者による仲裁を拒否し、裁判所による調停において実質的な解決案を提出しなかったことで、サムスンが FRAND 原則に違反したが、Huawei がライセンス交渉において、積極的に対応し且つ回答し、6 回のオファーを提供し、且つ、ライセンスの達成のために仲裁を申請したので、手続きの面に Huawei が明らかな誤りがなく、FRAND 義務に違反しなかったと認定した。実体のオファーの面において、裁判所の認定として、当事者双方の標準必須特許の実力が相当するが、中国標準必須特許の面において、Huawei の実力がサムスンより強く、且つ、Huawei によるオファーがその特許実力を明らかに超えることもないので、FRAND 原則に合致したが、サムスンによるオファーが Huawei によるオファーをはるかに超えて、その特許実力に合わないもので、FRAND 原則に合致しない。結局、深圳市中級人民法院が判決を下し、サムスンに対して侵害行為の差止を命じたが、双方がクロスライセンスについて交渉し続け、双方の合意が達成し、且つ、Huawei の同意を受けた場合、本件の差止判決を執行しなくてもよいことも明示した。

案件影響：本件において、深圳市中級人民法院はライセンス交渉の双方が FRAND 義務に違反したかを判断する際に、交渉行為とライセンスオファーという二つの面について全面的に分析し評価した。これは、中国裁判所が標準必須特許のライセンス交渉の全体について全面的に評価した初めての案件である。深圳市中級人民法院は交渉行為が FRAND 義務に合致するかを判断した手法は、中国裁判所が FRAND 義務の具体的な内容を確定する際の参考となった。

(2) 「西電捷通対ソニー特許権侵害紛争」（判例リストの 153-1）：北京知的財産権法院と北京市高級人民法院がそれぞれ一審判決と二審判決を下した。

案件背景：2009 年 3 月から 2015 年 3 月まで、西電捷通とソニーは特許ライセンスについて交渉したが、ライセンスの合意が達成しなかった。その後、西電捷通は、ソニーに生産、販売されたスマートフォンが特許権を侵害することを理由として、裁判所に提訴し、係争特許の使用、被疑侵害品のスマートフォンの生産、販売を停止し、且つ、損害賠償及び合理的な支出を賠償するようソニーに対して請求した。

判決要旨：本件の一審判決において、北京知的財産権法院は、西電捷通が WAPI 関連標準の標準必須特許を保有しており、ソニーの関連行為が特許権侵害行為に該当すると認定した。ソニーが主張した権利消尽抗弁について、関連特許が使用方法に関する特許であるが、製造方法に関する特許ではないので、使用方法特許に関し権利消尽の問題がなく、且つ、FRAND の許諾声明は非侵害の抗弁事由にはならないと裁判所は判断した。侵害行為に該当すると認定した上で、裁判所は、標準必須特許がその特殊性を有するので、侵害行為の差止を命じるかを判断する際に、ライセンス交渉における権

利者と実施者双方の誤りを考慮しなければならないと認定した。本件について具体的に言えば、当事者双方が本格的に特許ライセンス交渉に入らなかった原因は、実施者が交渉を遅らせようとしていたことであり、この場合、原告が被告に対して権利侵害行為の差止を命じるよう請求したことには事実と法律の根拠があると裁判所は判示した。損害賠償額について、裁判所は西電捷通の主張を採択して、第三者と締結した特許実施許諾契約4件で約定した1元/件の歩合制度のロイヤリティに基づいて本件において特許ロイヤリティを確定するとした。

二審において、北京市高級人民法院が北京知的財産権法院の論述についてさらに確定した、上訴を棄却し、一審判決を維持した。

案件影響：本件において、北京知的財産権法院が標準必須特許の特殊性に基づき、ライセンス交渉における当事者双方の誤り程度に基づき侵害行為の差止を命じるかを判断するという基準を確定し、この審理ロジックはその後の他の標準必須特許権侵害紛争案件の参考となった。

3. 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件の状況

(一) 当事者双方のステータス及び地域による分類

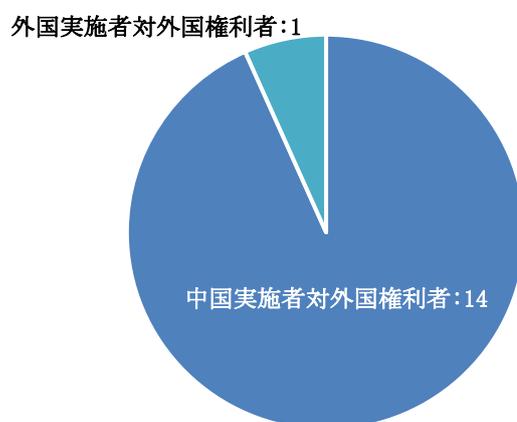


図9 当事者双方のステータス及び地域による分類の標準必須特許ロイヤリティ紛争案件分布

これまで開示された標準必須特許ロイヤリティ紛争案件から見れば、いずれも実施者から提起されているが、実務上、標準必須特許ロイヤリティ紛争は特許権者又は実施者から提起できる。そのため、本訴訟類型は、実施者が権利者に対して対抗する手段として利用されていることが分かる。また、実施者が取り得る他の対抗手段（例えば、独占紛争など）と比べて、標準必須特許ロイヤリティ紛争が実質的に双方のライ

センス紛争（例えば、ロイヤリティ料率紛争）を解決できるため、実施者にとってより選択される。さらに、中国裁判所が積極的に標準必須特許紛争案件を管轄する考えを示し、特に、グローバルなライセンス条件の確定権利を有することを明確にしようとする姿勢も要因と言える。

現在、中国はスマートフォンの主な消費市場になったので、実施者にとって中国市場を熟知する中国裁判所を選択してライセンス条件を確定することは、自分の事業展開により有利である。同時に、中国実施者が中国で外国権利者に対して標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟を提起する場合、中国法律規定に精通していること、原告として訴訟の主導権を握ることなどを踏まえてライセンス交渉を優位に進め、自分に有利なライセンス条件を求めることができる。

一方、中国の各案件判決がいずれも当事者双方の訴訟請求、提出した証拠に基づき個別に判決しており、訴訟戦略及び訴訟準備によっては案件結果が異なる可能性がある。そのため、中国実施者又は外国実施者が中国で積極的に提起した標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟において、特許権者は有利な判決結果を獲得するためには、積極的に対応し、正確な訴訟戦略を策定しなければならない。

上記 15 件案件の訴訟主体に関する情報が以下のとおりである。

番号	年度	原告	原告ステータスと地域による分類	被告	被告ステータスと地域による分類	紛争種類	判例リストの番号
1	2021	OPPO	中国実施者	ノキア	フィンランド権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	1-1
2	2020	レノボ	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	8-1
3	2020	OPPO	中国実施者	シャープ	日本権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	9-1
4	2020	サムスン	韓国実施者	エリクソン	スウェーデン権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	10-1
5	2020	レノボ	中国実施者	ノキア	フィンランド権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	11-1

6	2020	OPPO	中国実施者	シズベル	ルクセンブルク権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	13-1
7	2020	Xiaomi	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	14-1
8	2019	Xiaomi	中国実施者	シズベル	ルクセンブルク権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	15-1
9	2019	Huawei	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	17-1
10	2018	Huawei	中国実施者	Conversant	ルクセンブルク権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	74-1
11	2018	ZTE	中国実施者	Conversant	ルクセンブルク権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	75-1
12	2017	Huawei	中国実施者	PanOptis	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	84-1
13	2017	Huawei	中国実施者	サムスン	韓国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	94-1
14	2014	ZTE	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	156-1
15	2013	Huawei	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	164-1

表4 上記15件の標準必須特許ロイヤリティ紛争案件の関連情報

(二) 案件進展

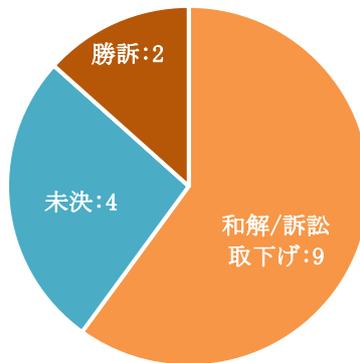


図 10 上記 15 件の標準必須特許ロイヤリティ紛争案件の現状

判決を下したのは 2 件で、詳細は以下のとおりである。

(1) 「Huawei 対 Inter Digital 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 164-1）：深圳市中級人民法院と広東省高級人民法院がこの案件についてそれぞれ第一審判決と第二審判決を下した。

案件背景：2011 年 7 月、Inter Digital が米国国際貿易委員会にクレームし、Huawei のスマートフォンがその特許権を侵害したと主張し、「337 調査」の起動を請求した。同時に、Inter Digital が米国デラウェア州裁判所に Huawei に対して特許権侵害訴訟を提起し、損害賠償を請求した。

2011 年 12 月、Huawei が深圳市中級人民法院に Inter Digital に対して支配的市場地位濫用紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟を提起した。2013 年 2 月、深圳市中級人民法院が上記訴訟 2 件について一審判決を下し、2013 年 10 月、広東省高級人民法院が二審判決を下し、一審判決を維持した。

2018 年 12 月、最高人民法院が Inter Digital による再審請求を受理した。しかし、公開された情報に基づき、当事者双方が和解したため、二審判決が実際に執行されなかった。

判決要旨：本件の一審判決が開示されなかったが、二審判決に記載の内容に基づき、深圳市中級人民法院は一審判決において、Inter Digital が Huawei に提示した条件が FRAND 原則に合致しないと認定した。その理由は次の通りである。(1) Inter Digital が APPLE とサムスンに提供したロイヤリティ料率（公開情報に基づき推測した）と比べて、Inter Digital が Huawei に提供したロイヤリティ料率が明らかに高すぎる、(2) 無料でのバックグラウンドを求めた Inter Digital の行為が合理的ではない、(3) 抱き合わせ販売のライセンス行為が標準必須特許権の濫用に該当する。ロイヤリティ料率の確定について、深圳市中級人民法院は Inter Digital 標準必須特許権の件数、品

質、価値、及び、業界の関連ライセンス状況、並びに中国標準必須特許がすべての標準必須特許に占めている割合などの要素を総合して考慮し、ロイヤリティ料率が関連製品の実際の販売価格に基づき計算し、0.019%を超えるべきではないと判断した。

広東省高級人民法院が二審において深圳市中級人民法院による一審判決についてさらに次の通り分析し認定した。Inter Digital が提供した条件と訴訟行為は明らかにFRAND 義務に違反し、且つ、Inter Digital が APPLE に提供したロイヤリティ料率が0.0187%であるので、本件において中国でのロイヤリティ料率の確定及びライセンス状況の差別を考慮に入れて、深圳市中級人民法院が本件のロイヤリティ料率を0.019%にしたことは妥当である。

案件影響：本件が「標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟」の第一件で、実務において全く新しい訴訟類型を創設した。本件の審理において、中国裁判所が標準必須特許のロイヤリティ料率を裁判できるかどうか、どのようにFRAND原則について理解するか、どのように標準必須特許ロイヤリティ料率を計算するかなどの標準必須特許に関する複数の法的問題について判示したことから、以後の標準必須特許紛争に関する実務面での発展基礎となった。

本件では双方が実際のライセンス契約を公開しておらず、裁判所が公開した入手可能な情報に基づき関連情報をまとめた。上記の通り、中国における各案件判決はいずれも当事者双方の訴訟請求、提出した証拠に基づき個別に判断するものであり、訴訟戦略及び訴訟準備によっては案件結果が異なる可能性がある。そのため、中国実施者又は外国実施者が中国で積極的に提起した標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟において、有利な判決結果を獲得するためには、特許権者は積極的に対応し、合理的に挙証し、正確な訴訟戦略を策定しなければならない。さらに、本件判決が2013年に下され、その後の標準必須特許に関する司法実務が大きく変化したことも踏まえると、本件判決の参考価値には限りがある点には留意されたい。

(2) 「Huawei 対 Conversant 非侵害確認紛争と標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」(判例リストの74-1)：南京市中級人民法院が第一審判決を下した。

案件背景：2014年に当事者双方はConversantの2G、3G、4G標準必須特許を巡ってライセンス交渉し始めた。しかし、2017年7月に、Conversantがイギリス高等裁判所にHuaweiに対して特許権侵害訴訟を提起し、且つ、グローバルなロイヤリティ料率を確定するよう請求した。ただし、訴訟差止命令を請求しなかった。2018年1月17日に、Conversantがイギリス訴訟において、訴訟差止命令の請求を追加提出した。

2018年1月25日、本件が正式に立件され、且つ、2019年9月26日に一審判決が下された。

2018年4月、Conversantがドイツのデュッセルドルフ裁判所に特許権侵害訴訟を提起し、且つ、差止命令を請求した。2020年8月27日、デュッセルドルフ裁判所が差止命令を発行した。

2020年8月27日、Huaweiが本件の二審において最高人民法院に訴訟差止命令を請求し、Conversantに対してドイツ裁判所による差止命令を執行してはならない差止命令を請求し、最高人民法院が8月28日に訴訟差止命令を発行した。

2020年11月2日、双方が和解したことで、本件が取下げられ、一審判決も取り消された。

判決要旨：本件において、被告である Conversant が本件において 15 件の中国標準必須特許を特定し、審理において、その中の 8 件が全部無効と宣告され、残った 7 件の特許権を標準と対比した上、南京市中級人民法院は、その中の 1 件のみが 4G 標準必須特許に該当するが、他の 6 件が標準必須特許に該当しないと判断した。ロイヤリティ料率の計算方法について、Conversant が比較可能なライセンス協議の方法（イギリスの「Unwired Planet 対 Huawei 案件」において裁判したロイヤリティ料率を参照する）を主張したが、Conversant が比較可能なライセンス協議を提供しなかったため、比較可能なライセンス協議の方法を適用できないと裁判所は認定した。南京市中級人民法院は、Huawei が主張した「トップダウン」の計算方法を採用した。まず、「2G、3G グローバルな累積ロイヤリティ料率が 5%で、4G グローバルな累積ロイヤリティ料率が 6~8%で」、「中国のスマートフォン市場を総合して考慮すれば、市場地位、競争動向、及び新規製品の交代速度などの面に他の国と異なるので、中国 4G 標準業界累積ロイヤリティ料率が 3.93%~5.24%で、中国 2G、3G 標準業界累積ロイヤリティ料率が 2.17%である」という Huawei の経済学者による主張について、裁判所が認めた。次に、「4G 分野において、標準必須特許と宣言した 2036 件のパテントファミリーが本当の中国標準必須特許であると評価され、3G 分野において、1218 件の宣言済み標準必須特許が本当の中国標準必須特許であると評価され、2G 分野において、517 件の宣言済み標準必須特許が本当の中国標準必須特許であると評価された」という Huawei の技術専門家による主張を認めた。最後、裁判所はさらに、4G マルチスマートフォンにとって、2G : 3G : 4G 技術価値の比率が 1 : 1 : 8 であるという Huawei による主張を認めた。そのため、裁判所は、前記「トップダウンアプローチ」に基づき、Conversant の中国標準必須特許のポートフォリオのロイヤリティ料率、即ち、2G/3G シングルモード設備が 0 で、4G シングルモード設備が 0.00225%で（算出した 0.0019%-0.0026%範囲内に確定した）、2G/3G/4G マルチ設備が 0.0018%であること（算出した 0.00152%-0.00208%範囲内に確定した）を確定した。

案件影響：本件一審判決において、中国裁判所が「トップダウンアプローチ」を採用し、標準必須特許ロイヤリティ料率を算出したことは、今後の裁判所が他のロイヤ

リティ料率紛争案件を審理することに参考を提供した。同時に最高人民法院が二審審理において初めて「訴訟差止命令」を発行し、中国裁判所が「訴訟差止命令」の発行基準及び考慮要素を明確化した。なお、当該「訴訟差止命令」を除き、今まで最高人民法院が他の訴訟差止命令を発行したことがない。

4. 独占紛争（支配的市場地位濫用紛争を主とする）案件状況

（一） 訴訟主体状況

独占紛争（支配的市場地位濫用紛争を主とする）案件が計 12 件で、その中の 1 件が 2016 年にクアルコム（外国権利者）が Meizu（珠海市魅族科技有限公司）（中国実施者）に対して北京知的財産権法院に提起した独占紛争訴訟（判例リストの 132-1）で、Meizu に提供したライセンス条件が『中華人民共和国独占禁止法』に違反せず、FRAND 承諾に合致すると確認するよう請求し、且つ、損害賠償を請求した。本案件を含め全 12 件の具体的な案件状況は以下のとおりである。

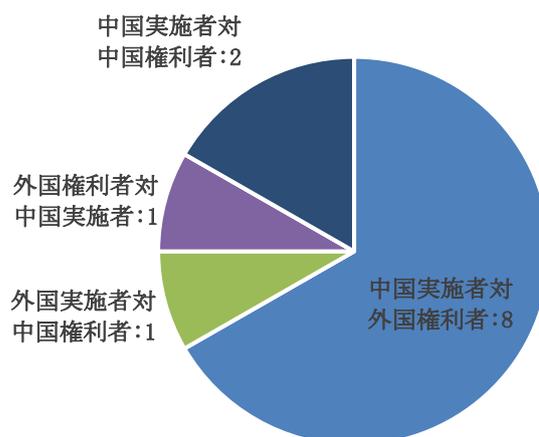


図 11 当事者双方のステータス及び地域による分類の上記 12 件の独占紛争案件分布

標準必須特許分野において、独占紛争訴訟が実施者より特許権者に対して提起された慣用訴訟手段である。独占行為が影響を及ぼしたのは、関連市場における実施者の正常生産経営活動であるため、実施者が独占紛争訴訟の管轄裁判所を選択する際に、通常、自分の主要な経営地の裁判所を選択する傾向がある。したがって、中国裁判所が審理した独占紛争訴訟において、中国実施者から提起されたものが多い。上記 12 件案件の訴訟主体に関する情報が以下のとおりである。

番号	年度	原告	原告ステータスと地域による分類	被告	被告ステータスと地域による分類	紛争種類	判例リストの番号
1	2020	OPPO	中国実施者	シズベル	ルクセンブルク権利者	支配的市場地位濫用紛争	12-1
2	2019	Xiaomi	中国実施者	シズベル	ルクセンブルク権利者	独占紛争	16-1
3	2019	ハイテラ	中国実施者	モトローラ	米国権利者	支配的市場地位濫用紛争	21-1
4	2018	TCL	中国実施者	エリクソン	スウェーデン権利者	支配的市場地位濫用紛争	72-1
5	2017	齊魯製薬	中国実施者	四環製薬	中国権利者	独占紛争	77-1
6	2017	Huawei	中国実施者	PanOptis	米国権利者	独占紛争	85-1
7	2016	APPLE	米国実施者	西電捷通	中国権利者	支配的市場地位濫用紛争	129-1
8	2016	クアルコム	米国権利者	Meizu	中国実施者	独占紛争	132-1
9	2016	中国建築第二工程局有限公司	中国実施者	A氏	中国権利者	支配的市場地位濫用紛争	148-1
10	2014	ZTE	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	独占紛争	155-1
11	2014	ZTE	中国実施者	Vringo	米国権利者	独占紛争	157-1
12	2013	Huawei	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	支配的市場地位濫用紛争	165-1

表5 上記12件の独占紛争案件の関連情報

(二) 案件進展

現時点では12件の独占紛争案件の進展が以下にて説明する。

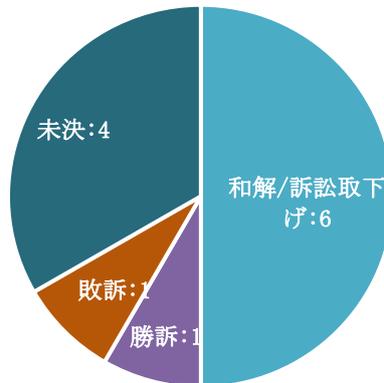


図 12 12 件の独占紛争案件の現状

判決を下した 2 件案件において、1 件が「中国建築第二工程局有限公司対 A 氏の独占紛争案件」（判例リストの 148-1）で、この件において、被告が標準必須特許権者として支配的市場地位を濫用したと原告が主張したが、係争特許が標準必須特許に該当せず、被告が支配的市場地位を有しないと裁判所は認定した。本件が建築界の地方標準に係り、当事者双方がライセンス交渉もしなかつたので、参考価値としては比較的に限りがある。

判決を下したもう 1 件案件が、「Huawei 対 Inter Digital 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 165-1）で、深圳市中級人民法院と広東省高級人民法院がこの案件についてそれぞれ第一審判決と第二審判決を下した。

案件背景：2011 年 7 月、Inter Digital が米国国際貿易委員会にクレームし、Huawei のスマートフォンがその特許権を侵害したと主張し、「337 調査」の発動を請求した。同時に、Inter Digital が米国デラウェア州裁判所に Huawei に対して特許権侵害訴訟を提起し、損害賠償を請求した。

2011 年 12 月、Huawei が深圳市中級人民法院に Inter Digital に対して支配的市場地位濫用紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争訴訟を提起した。2013 年 2 月、深圳市中級人民法院が上記訴訟 2 件について一審判決を下し、2013 年 10 月、広東省高級人民法院が二審判決を下し、一審判決を維持した。

その後、公開された情報に基づき、双方が和解した。

判決要旨：本件の一審判決が開示されなかつたが、広東省高級人民法院が下した二審判決に記載の内容に基づき、中国標準必須特許 1 件が一つの独立する市場を構成し、Inter Digital が係争標準必須特許ライセンス市場の唯一の提供者として、他の経営者が関連市場に進出することを妨げ又は影響する能力を有し、且つ、Inter Digital がい

かなる実質的な生産活動を行わないので、クロスライセンスに依存又は支配されず、その市場支配力が有効な制約を受けず、Inter Digital が関連標準必須特許のライセンス市場において支配的市場地位を有すると裁判所は認定した。

Inter Digital が関連標準必須特許のライセンス市場において支配的市場地位を有すると認定した上、Inter Digital の次の行為が支配的市場地位の濫用行為に該当すると裁判所はさらに認定した。(1) 不公平で高額なオファー：Inter Digital がAPPLE とサムスンに提供したロイヤリティ料率と比べて、Inter Digital がHuawei に提供したロイヤリティ料率が明らかに高すぎる。且つ、Inter Digital が米国国際貿易委員会と米国デラウェア州裁判所にHuawei に対して訴訟差止命令を提起した目的は、Huawei に高すぎるライセンス条件を受け入れさせることである。(2) 抱き合わせ販売：Inter Digital がHuawei に提供したライセンスオファーにおいて、代替可能の〇〇（開示された判決書にはこの内容がマスキングされた）と標準必須特許の抱き合わせ販売が要求された。

裁判所が本件の関連状況、及び、Inter Digital の侵害行為の性質、主観的な誤り程度、侵害行為の継続時間及び損害影響、並びに、Huawei が調査、独占行為の制止のために支出した合理的な支出を総合して考慮して、Huawei に2000 万元を賠償することをInter Digital に対して命じた。

案件影響：本件が標準必須特許に関する独占紛争の典型的な案件で、本件において標準必須特許に関する複数の独占行為に係る法律問題、例えば、標準必須特許の支配的市場地位の判断方法、また如何なる行為が支配的市場地位の濫用行為に該当するかなどについて検討し、今後の標準必須特許実務の参考となる基礎情報を提供した。特に、標準必須特許 1 件だけで支配的市場地位を獲得できるという本件判決の認定は、中国司法実務において依然として主流観点である。

5. その他の種類の紛争

(一) 訴訟主体状況

中国裁判所が審理したほかの紛争が計 6 件で、いずれも中国実施者から提起され、被告権利者の国籍分布が以下のとおりである。

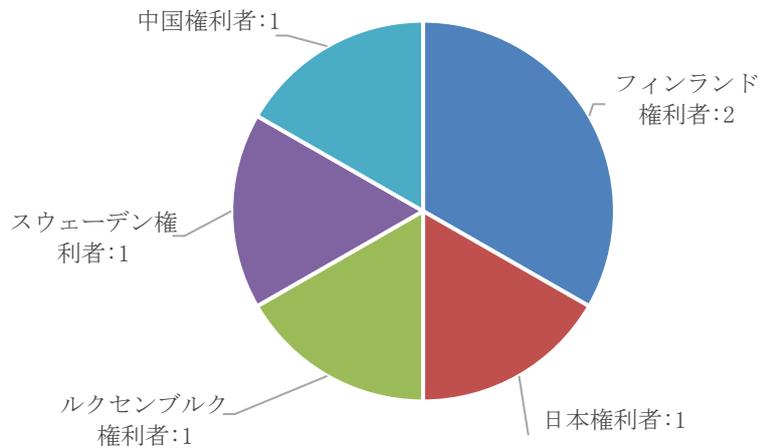


図 13 上記 6 件の他の種類の紛争における権利者の地域分布

上記 6 件案件の訴訟主体に関する情報が以下のとおりである。

番号	年度	原告	原告ステータスと地域による分類	被告	被告ステータスと地域による分類	紛争種類	判例リストの番号
1	2021	OPPO	中国実施者	ノキア	フィンランド権利者	FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定	1-1
2	2020	OPPO	中国実施者	シャープ	日本権利者	FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定	9-1
3	2020	レノボ	中国実施者	ノキア	フィンランド権利者	FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定	11-1
4	2020	OPPO	中国実施者	シズベール	ルクセンブルク権利者	FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定	13-1
5	2018	メディアアテック	中国実施者	上海宣普	中国権利者	悪質な知的財産権訴訟提起による損害賠償責任紛争	61-1
6	2018	TCL	中国実施者	エリクソン	スウェーデン権利者	不正競争	73-1

表 6 上記 6 件の他の種類の紛争の関連情報

1～4 番の紛争種類がいずれも「FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確認訴訟」であるが、これが新規訴訟類型となり、権利侵害理論又は契約締結上の義務に関する理論に基づき生じた訴訟となる。理論上、特許権者又は実施者から提起でき、先方がライセンス交渉において FRAND 義務や信義誠実原則に違反したことの確認、及び、損害

賠償を裁判所に請求できる。本訴訟類型は、OPPO が 2020 年にシャープに対して深圳市中級人民法院において提起したのが初めてである。本件において、OPPO の主張に基づき、シャープが FRAND 義務に違反した行為は、交渉進展を不合理に遅らせ、秘密保持契約の締結を遅らせ、商慣行に基づき原告にクレームチャートを提供せず、FRAND 声明をしたことを隠し、十分に交渉せず一方で提訴し、権利侵害訴訟差止命令で原告にライセンス条件を受け入れさせ、高額な条件を提供したことなどを含む。本訴訟類型について、現時点では、裁判所に開示された一審判決や二審判決がないため、司法実務において如何なる行為が FRAND 義務又は信義誠実原則に違反する行為⁸⁰に該当するのか、その認定方法はまだ不明である。実務面では本訴訟類型について争議がある（例えば、FRAND 義務の具体的な内容、FRAND 義務に対応する中国法律依拠など）ので、今のところ当該案件が今後増えるかについて予測し難い。

5 番の案件は、メディアテック（聯発科技）が上海宣普に対して提起した「悪質な知的財産権訴訟提起による損害賠償責任紛争訴訟」で、現時点では判決が下されていない。本件訴訟では、上海宣普がメディアテックに対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起したことを訴権の悪質な行使であるとし、メディアテックの合法的な権益を損なったとメディアテックは主張し、損害賠償を請求した。これは権利侵害理論に基づき生じた訴訟である。本訴訟類型は特殊性を有し、提訴には明らかな悪意があることが条件であり、即ち、提訴行為自体が正常な権利保護の必要を超え、業界のライセンス実務に合わないことが必要である。そのため、本訴訟類型が適用できる可能性は限定的であり、今後、増える可能性は高くない。

6 番の案件は、TCL がエリクソンに対して提起した「不正競争訴訟」で、いまだに判決が下されていない。裁判所が公開した限られた情報に基づくと、本件訴訟では TCL が裁判所にエリクソンの行為が不正競争に該当すると認定するよう請求し（具体的な行為は公開されなかった）、エリクソンが TCL に対する差止命令の主張および執行などを停止するよう求めている。これは同じく、権利侵害理論に基づき生じた訴訟である。本訴訟類型は、実質的に独占訴訟又は FRAND 義務違反確定訴訟と一致するが、当事者がこの案件事由（不正競争）を選択したことを踏まえ、別途個別に「その他の種類の紛争」として取り扱うこととする。

（二） 案件進展

現時点では、他の紛争案件 6 件の進展がいずれも和解/訴訟取り下げ又は未決状態で、詳しくは以下のとおりである。

80 FRAND 義務に関する法律規定は本報告書の第一章第一節を参照頂きたい。

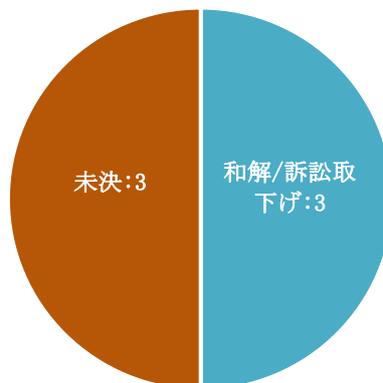


図 14 上記 6 件の他の種類の紛争の現状

訴訟は通常、ライセンス交渉のための手段に過ぎず、実務において標準必須特許に関する訴訟がほとんど「和解/訴訟取下げ」の方式で結審したので、「未決」の 3 件訴訟も「和解/訴訟取下げ」の方式で結審する可能性も高い。

第 2 節 中国裁判所が発行した訴訟差止命令（即ち、中国法律にて規定する「行為保全」裁定）に関する整理

今まで、中国裁判所が審理した標準必須特許案件において、その中の 6 件案件において原告当事者が訴訟差止命令を請求した。

「レノボ対ノキアの FRAND 義務違反確認及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 11-1）において、当事者双方がノキアの H. 264 標準必須特許のライセンス問題について紛争が生じ、ノキアが米国、インド、ドイツ、ブラジル裁判所に相次いで複数の特許権侵害訴訟を提起し、且つ、訴訟において差止命令を請求した。そのため、レノボが本件において深圳市中級人民法院に訴訟差止命令を請求し、本件の終審判決を下す前に、ドイツ、インド、ブラジル及び他のいかなる法域の裁判所にレノボ製品に対して提起したいかなる特許権侵害訴訟において獲得する可能の仮差止及び/永久差止命令の執行を裁判所に請求してはならないことをノキアに対して命じるようレノボが裁判所に請求した。上記国外訴訟がいずれも未決の状態、これらの案件において、レノボが勝訴する可能性があり、又は、双方が調停により紛争を解決する可能性もあるので、言い換えれば、ノキアが外国裁判所の判決又は決定の執行を請求することによりレノボの権益に損害を与えることがまだ発生しないので、裁判所がレノボの請求に対して行為保全に関する法律規定に基づき評価することができず、レノボによる訴訟差止命令の請求を棄却した。本件は、中国裁判所が「訴訟差止命令」の請求について下した最新の裁定で、且つ、中国裁判所が審理する案件において実施者による「訴訟差止命令」の請求を初めて棄却した裁定でもある。本件に基づく、外

国判決又は差止命令が実際に下されなかった場合、中国裁判所はより慎重に訴訟差止命令を発行する傾向が読み取れる。

本件を含め 6 件案件において、裁判所が原告の請求に基づき、被告の域外訴訟における関連行為に対して差止命令を発行し、具体的な状況が下記のとおりである。

番号	年度	原告	原告ステータスと地域による分類	被告	被告ステータスと地域による分類	紛争種類	判例リストの番号
1	2020	サムスン	韓国実施者	エリクソン	スウェーデン権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	10-1
2	2020	OPPO	中国実施者	シャープ	日本権利者	FRAND 義務違反確定及び標準必須特許ロイヤリティ紛争	9-3
3	2020	レノボ	中国実施者	ノキア	フィンランド権利者	FRAND 義務違反確定及び標準必須特許ロイヤリティ紛争	11-1
4	2020	ZTE	中国実施者	Conversant	ルクセンブルク権利者	FRAND 義務違反又は信義誠実原則違反確定紛争	75-3
5	2020	Xiaomi	中国実施者	Inter Digital	米国権利者	標準必須特許ロイヤリティ紛争	14-1
6	2020	Huawei	中国実施者	Conversant	ルクセンブルク権利者	非侵害確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争	74-2

表 7 差止命令を発行した 6 件案件の関連情報

関連訴訟差止命令の裁定の概要については、下記の通りである。

最高人民法院が「Huawei 対 Conversant 非侵害確認紛争及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 75-2）において発行した訴訟差止命令は、中国裁判所による初めての訴訟差止命令となる。本件訴訟差止命令に関し、ドイツ裁判所が発行した差止命令の執行を請求してはならないことを Conversant に対して命じるよう Huawei が最高人民法院に請求した。最高人民法院は、訴訟差止命令を発行しない場合に中国訴訟への影響、訴訟差止命令を発行する必要性、請求人と被請求人の利益バランス、訴訟差止命令を発行する場合に公共利益及び国際礼譲要因などへの影響の五つの面から審査した。最高人民法院の認定は下記のとおりである。

(1) 本件とドイツ訴訟の訴訟当事者が基本的に同様で、審理対象の一部も一致し、且つ、Conversant が外国の差止命令の執行を請求する場合、中国訴訟の審理及び判決の執行に消極的な影響を及ぼす。

(2) 保全措置を採らない場合、Huawei をドイツ市場から撤退させ、又は、本件の請求機会を放棄させ、Conversant によるオファーを受け入れざるを得ないことから、Huawei が補いきれない損害を受ける。

(3) ドイツ訴訟の中心的な利益が経済的な賠償を獲得することにより、保全措置を採る場合にはドイツ判決の執行を遅らせるだけとなり、且つ、Huawei がすでに行方保全のために担保を提供したので、保全措置を採らない場合に Huawei に与える損害が保全措置を採る場合に Conversant に与える損害をはるかに超える。

(4) 本件が Huawei と Conversant の利益のみに係るので、訴訟差止命令の発行が公共利益に損害を与えない。

(5) 中国訴訟がドイツ訴訟の以前に受理され、且つ、訴訟差止命令の発行がドイツ訴訟の進行及び判決の法的効力に影響を与えないので、国際礼让要因に合致する。

そのため、最高人民法院は、本件が訴訟差止命令発行の条件を満たすと認定し、訴訟差止命令を発行した上で、且つ、訴訟差止命令に違反する場合、一日 100 万元の罰金を科することを判決した。

さらに、本件の合議体が関連裁定を下した後、文書を発表して解説した。本文書において、裁判所は訴訟差止命令の背景及び訴訟差止命令の発行に関する中国裁判所の実務及び必要性を紹介した。中国裁判所が訴訟差止命令を発行したことは、関連司法ニーズへの回答であり、且つ、中国訴訟が外国裁判所に発行された差止命令に遭遇した際に中国裁判所が訴訟差止命令を発行するか否かを考慮することは回避できない問題であり、且つ、訴訟差止命令の適用に関する中国法律規定でもあると裁判所は認定した。裁判所は詳しい分析において、関連裁定に記載の「必要性に関する判断」及び「国際礼让原則」並びに「一日当たりの罰金」の適用に関する問題についてさらに説明した⁸¹。

「Xiaomi 対 Inter Digital 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 14-1）において、Xiaomi も裁判所に「訴訟差止命令」を請求したが、具体的に言えば、Xiaomi が下記のことを裁判所に請求した。中国訴訟に係る 3G、4G 標準必須特許に対して、Inter Digital がインド裁判所に請求した仮差止命令と永久差止命令を即時に撤回し又は中止し、且つ、いかなる中国裁判所又は外国裁判所に仮差止命令と永久差止命令を請求してはならず、もしくは、すでに獲得した又は獲得する可能の仮差止命令と

81 原文名：《中国知识产权审判发出的首例禁诉令——详解康文森与华为专利许可纠纷案》、
https://mp.weixin.qq.com/s/mP7XeAj_GRmwVueS_rsQFg

永久差止命令の執行を請求してはならず、さらに、本件の審理期間において中国裁判所又は外国裁判所に新規ロイヤリティ料率確定訴訟を提起してはならず、且つ、すでに提起した類似する請求を撤回し又は中止することを Inter Digital に対して命じるよう Xiaomi が請求した。武漢市中級人民法院は同様に、外国訴訟が中国訴訟に与える影響、差止命令が Xiaomi に与える損害の程度、双方利益のバランス、公共利益に関する考慮、及び、国際礼讓要素の五つの面から分析し、訴訟差止命令を発行した。

「ZTE 対 Conversant 標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 75-3）において、ZTE による訴訟差止命令の請求範囲が Huawei 対 Conversant 案件と一致し、いずれもドイツ裁判所による差止命令の執行を請求してはならないことを Conversant に対して命じることを請求した。深圳市中級人民法院の審理ロジックが最高人民法院と基本的に一致し、同様に訴訟差止命令を発行した。

「OPPO 対シャープ FRAND 義務違反確認及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 9-3）において、本件の終審判決を下す前に、次のことをシャープに対して命じるよう OPPO が請求した。1. すでに提起した外国特許侵害訴訟において、裁判所に差止命令又は類似する請求内容を提出してはならない。2. 新規特許権侵害訴訟又は訴訟差止請求又は類似する請求事項を提出してはならない。3. 訴訟差止命令の要求に違反する場合、履行日までの期間に一日で 100 万元の罰金を科する。深圳市中級人民法院は同様に最高人民法院が確定した判断基準に基づき、訴訟差止命令を発行した。

「サムスン対エリクソン標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 10-1）において、本件判決の発効日までに係争 4G、5G 標準必須特許について下記のことをエリクソンに対して命じるようサムスンが請求した。（1）他の国家と区域の有権機関に仮差止命令、永久差止命令又は行政措置を請求してはならず、且つ、すでに提起した類似する請求を撤回し又は中止する。（2）すでに獲得した又は獲得する可能の仮差止命令、永久差止命令又は行政措置の執行を請求してはならない。（3）他の裁判所にライセンス条件確定の訴訟を提起してはならず、すでに提出した請求を撤回し又は中止する。（4）他の裁判所にライセンス交渉においてサムスンが FRAND 義務を履行したかについて確定することを請求してはならない。（5）差止命令の請求を撤回すること、及び、差止命令の執行を請求してはならないことをサムスンに対して命じるよう他の裁判所に請求してはならない。武漢市中級人民法院は同様に最高人民法院が確定した判断基準に基づき、訴訟差止命令を発行した。

留意点として、2020 年に発行された 5 件の訴訟差止命令を除き、中国裁判所が訴訟差止命令を下した他の裁定は現時点では確認できず、また 2021 年の「レノボ対ノキアの FRAND 義務違反確認及び標準必須特許ロイヤリティ紛争案件」（判例リストの 11-1）

において、深圳市中級人民法院が実施者からの訴訟差止命令の請求を初めて棄却したこともあり、今後の動向には注視すべきと言える。

第4章 中国内における域外適用に係る政策及び法律関連文書の調査

中国における域外適用に係る政策及び法律関連文書について、表8に示す1.～9.に挙げられる文書が該当する。

番号	法律文書名	現行版の発効日	適用範囲
1	国務院による「十四五」国家知的財産権保護と運用計画の発行に関する通知	2021年10月9日	中国全土
2	中華人民共和國民事訴訟法	2022年1月1日	中国全土
3	最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈	2021年1月1日	中国全土
4	人民法院が執行案件を処理する規範	2017年1月1日	中国全土
5	外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法	2021年1月9日	中国全土
6	中華人民共和國独占禁止法	2008年8月1日	中国全土
7	中華人民共和國サイバーセキュリティ法	2017年6月11日	中国全土
8	中華人民共和國個人情報保護法	2021年11月1日	中国全土
9	中華人民共和國データ安全法	2021年9月1日	中国全土

表8 中国内における域外適用に係る政策及び法律関連文書

次にこれら1.～9.に示される各法律文書の概要について解説する。

1. 国務院による「十四五」国家知的財産権保護と運用計画の発行に関する通知(2021年10月9日より改正が発効し、中国全土で有効である)⁸²

本通知が2021年10月9日に国務院に公布され、8部分の21条からなり、「十四五」時期の国家知的財産権業務の担当機関について規定し、本時期における知的財産権保護と運用の発展を実現するための政策的、綱領的文書である。

本通知は第三部分第(四)節「中国の知的財産権法律政策を完備させる」という部分に、国家安全の知的財産権の政策を完備させることを提出した。具体的に言えば、国家安全に係る知的財産権を国外に譲渡することについて法に基づき管理し、且つ、知的財産権を国外に譲渡することに関する審査制度を完備させ、知的財産権の独占禁止、公平競争に関する法律法規と政策措置を完備させる。同時に中国知的財産権に関

82 原文名：国务院关于印发“十四五”国家知识产权保护和运用规划的通知
http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm

する法律規定の域外適用を推進し、輸入貿易に係る知的財産権に関する中国国内の保護制度を研究し構築し、且つ、多国電子商務知的財産権の保護規則を完備させる点が明記された。

また、本通知が第六部分の「知的財産権国際連携、サービス開放型経済発展の推進」において、十四五時期に知的財産権グローバルな管理、知的財産権国際規則体系の改善に積極的に参画し、BRICS、日中米欧韓、日中韓などの多国間知的財産権の連携に深く参画し、各方との政策や業務規則の交流を強め、産業界が積極的に関連連携仕組みに関与することを支持するという内容を指摘した。また、知的財産権の国外権利付与を容易にし、知的財産権の国外権利行使への援助を強め、国外知的財産権の配置効率を高める点が明記された。

2. 中華人民共和国民事訴訟法（2022年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁸³

本報告書の第1章第2節第1.1項の記載のとおり、本法が民事訴訟手続きを規範した基本的な規則で、人民法院が民事案件を審理・執行する手続きに関する基本的な法律依拠である。

本法第四編が涉外民事訴訟手続きに関する特別な規定で、一般原則、管轄制度、送達と期間、仲裁、及び司法協力の五つの章節を含む。その内、第288条⁸⁴が、外国裁判所が下した発効した判決・裁定に対する中国域内の承認及び執行について規定し、第289条⁸⁵が、前記条項に対する制限で、中華人民共和国法律の基本的な原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反する発効した外国判決・裁定について、承認と執行しないことを明確化し、第290条⁸⁶が、国外仲裁機構による裁決の承認と執行に関する規定である。

83 原文名：中華人民共和国民事訴訟法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZWQ3NjZlYTExNmFiOTlhZDFjYmM%3D>

84 『中華人民共和国民事訴訟法（2021改正）』第288条 法律効力が発生した外国裁判所による判決・裁定について、中華人民共和国人民法院の承認と執行が必要である場合、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院にその承認と執行を請求でき、外国裁判所も、外国と中華人民共和国が締結又は参加した国際条約の規定、又は互惠原則に基づき、人民法院の承認と執行を請求できる。

85 『中華人民共和国民事訴訟法（2021改正）』第289条 人民法院が、承認と執行を申請又は請求された法律効力が発生した外国裁判所による判決・裁定について、中華人民共和国が締結又は参加した国際条約、又は、互惠原則に基づき審査した後、中華人民共和国法律の基本的な原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反しないと判断する場合、その効力を承認する旨の裁定を下し、執行する必要がある場合、執行命令を発行し、本法の関連規定に基づき執行する。中華人民共和国法律の基本的な原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反する場合、承認と執行を認めない。

86 『中華人民共和国民事訴訟法（2021改正）』第290条 国外仲裁機構による裁決について、中華人民共和国人民法院の承認と執行が必要である場合、当事者が直接に被執行人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に請求しなければならない、人民法院が、中華人民共和国が締結又は参加した国際条約の規定、又は互惠原則に基づき処理する。

本法が、発効した外国裁判所による判決・裁定及び国外仲裁機構による決裁の中国領域内の効力を肯定したが、上記判決・裁定が当然に発効するわけではなく、中国裁判所に審査と承認されてからこそ、執行できる。

3. 最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈（2021年1月1日より改正が発効し、中国全土で有効である）⁸⁷

本報告書の第1章第2節第1.1項に記載のとおり、裁判所が民事案件を審理・執行する際に、『中華人民共和國民事訴訟法』を適用する問題について、本司法解釈は規定した。

本司法解釈の第二十二部分が涉外民事訴訟手続きに関する特別な規定である。その内、第543条⁸⁸が、発効した外国裁判所による判決・裁定の承認と執行を請求する際に提出必要な書類を明確化し、第544条⁸⁹が、中国と国際条約を締結し又は共同して参加した国家、又は互惠関係のある国家の発効した判決・裁定しか、承認と執行を認めない（離婚判決を除く）ということを確認化し；第546条⁹⁰が、承認と執行請求の前後順位関係について規定した。

本司法解釈が民事訴訟法の関連規定をさらに詳細化し、発効した外国判決・裁定の承認と執行を請求する際に提出必要な書類を明確化し、同時に、判決を中国領域内で適用することを阻止する条件を明確化し、即ち、判決を下した国家について制限した。

87 原文名：最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZWY5ODAxNzliMWE5N2I1YjFiMzE%3D>

88 『最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈』第543条 請求人が、法律効力が発生した外国裁判所による判決・裁定の承認と執行を人民法院に請求する際に、請求書を提出し、且つ、法律効力が発生した外国裁判所による判決・裁定の正本又は証明を経て誤りがない副本及びその中国語翻訳文を添付しなければならない。外国裁判所による判決・裁定が欠席裁判である場合、請求人が、同時に該外国裁判所がすでに合法的に召喚した証明資料も提供しなければならない、ただし、判決・裁定がすでにこれについて明確に説明した場合を除く。

中華人民共和國が締結又は参加した国際条約には提出書類に関する規定があれば、その規定に準じる。

89 『最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈』第544条 当事者が中華人民共和國の管轄権を有する中級人民法院に、発効した外国裁判所による判決・裁定の承認と執行を請求する場合、該裁判所の所在国が中華人民共和國と国際条約を締結し又は共同して参加せず、且つ、互惠関係もないなら、裁定を下してその請求を棄却し、ただし、当事者が発効した外国裁判所による離婚判決の承認を人民法院に請求した場合を除く。

承認と執行の請求が裁定で棄却された場合、当事者が人民法院に提訴することができる。

90 『最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈』第546条 発効した外国裁判所による判決・裁定又は外国仲裁裁決について、中華人民共和國法院の執行が必要である場合、当事者がまず人民法院に承認を請求しなければならない。人民法院が審査を経て、裁定を下して承認した後、民事訴訟法第三編の規定に基づき執行する。

当事者が承認のみを請求したが、同時に執行を請求しなかった場合、人民法院が承認するかのみについて審査し且つ裁定を下す。

4. 人民法院が執行案件を処理する規範（2017年1月1日より発効し、中国全土で有効である）⁹¹

本規範は2017年に最高人民法院に制定・公布され、全文が28章の1000条からなる。本規範は、人民法院が執行案件を処理する経過における複数の問題について規定し、強制執行手続きの起動と終結、裁判所が取る可能の執行措置及び執行方式などを含む。

本規範の第23章第7節が涉外案件の執行に関する規定で、中国裁判所、仲裁機構が下した涉外判決・裁定・決裁の執行も含み、さらに外国裁判所、仲裁機構が下した判決・裁定・決裁の執行も含む。その内、第772条⁹²が承認と執行のルートを明確化し、第773条⁹³が承認と執行の審査原則を明確化し、第774条⁹⁴が国際並行訴訟に係る場合の処理を明確化した。また、同節がさらに承認と執行を請求する期間、必要な資料、審査手続きについても規定した。

本規範の制定目的は、各級の人民法院が執行案件を処理する手続きを規範することである。本規範の関連規定が上記民事訴訟法及び司法解釈の関連規定の内容と一致し、さらに発効した外国判決・裁定・決裁の承認と執行に関する規定を強調した。

91 原文名：人民法院办理执行案件规范
<https://www.66law.cn/tiaoli/26952.aspx>

92 『人民法院が執行案件を処理する規範』第772条 法律効力が発生した外国裁判所による判決・裁定について、中華人民共和国人民法院の承認と執行が必要である場合、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院にその承認と執行を請求でき、外国裁判所も、外国と中華人民共和国が締結又は参加した国際条約の規定、又は互恵原則に基づき、人民法院の承認と執行を請求できる。

93 『人民法院が執行案件を処理する規範』第773条 人民法院が、承認と執行を申請又は請求された外国裁判所が下した法律効力が発生した判決・裁定について、中華人民共和国が締結又は参加した国際条約、又は、互恵原則に基づき審査した後、中華人民共和国法律の基本的な原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反しないと判断する場合、その効力を承認する旨の裁定を下し、執行する必要がある場合、執行命令を発行し、民事訴訟法の関連規定に基づき執行する。中華人民共和国法律の基本的な原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反する場合、承認と執行を認めない。

94 『人民法院が執行案件を処理する規範』第774条 中華人民共和国裁判所と外国裁判所がいずれも管轄権を有する案件について、一方の当事者が外国裁判所に提訴したが、もう一方の当事者が中華人民共和国裁判所に提訴した場合、人民法院が受理できる。判決した後、外国裁判所が本件に対して下した判決・裁定の承認・執行を外国裁判所又は当事者が人民法院に申請する場合、許可しない。ただし、双方が共同して締結し、又は、参加している国際条約には特別な定めがある場合を除く。外国裁判所の判決・裁定がすでに人民法院に承認され、当事者が同一の紛争について人民法院に提訴する場合、人民法院が受理しない。

5. 外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法（2021年1月9日より発効し、中国全土で有効である）⁹⁵

本弁法は中華人民共和国商務部に制定され、2021年1月9日より発効し、全文は16条からなる。本弁法が、外国の法律と措置の域外適用が国際法と国際関係の基本的な準則に違反し、中国公民、法人又は他の組織と第三国（区域）及びその公民、法人又は他の組織が正常な取引貿易及び関連活動を不当に禁止又は制限する状況に適用する。

本弁法の第6条⁹⁶が、外国の法律と措置については不当な域外適用の状況があるかを判断する際の評価要素を規定した。本弁法の第7条⁹⁷が、外国の法律と措置について不当な域外適用の状況があると確認する場合、国務院主管部門が関連外国の法律と措置を承認・執行・遵守してはならない旨の差止命令を発行できることを明確化した。さらに、第9条⁹⁸が、不当な域外適用で損失を受けた中国公民、法人又は他の組織への救済措置を明確化した。

6. 中華人民共和国独占禁止法（2008年8月1日より発効し、中国全土で有効である）⁹⁹

本法が2008年8月1日より発効し、全文が8章57条からなる。本法は市場競争を保護する立法目的に基づき、市場主体の独占行為を制限し、独占協議、市場地位濫用などの行為、及び相応の法的責任について規定した。

95 原文名：商务部令2021年第1号 阻断外国法律与措施不当域外适用办法
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202101/20210103029710.shtml>

96 『外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法』第6条 外国の法律と措置について不当な域外適用の状況があるかを判断する際に、担当機構は次の要素を総合して考慮してから評価し、確定する。（一）国際法と国際関係の基本準則に違反するか；（二）中国国家主権、安全、発展利益に与える可能の影響；（三）中国公民、法人又は他の組織の合法的な権益に与える可能の影響；（四）考慮すべき他の要素。

97 『外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法』第7条 担当仕組みの評価を経て、外国の法律と措置について不当な域外適用の状況があると確認する場合、国務院主管部門が関連外国の法律と措置を承認・執行・遵守してはならない旨の差止命令（以下、「差止命令」という）を発行できる。担当仕組みが実際の状況に基づき、差止命令の中止と取消を決められる。

98 『外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法』第9条 当事者が差止命令に含まれる外国の法律と措置を遵守することで、中国公民、法人又は他の組織の合法的な権益を侵害した場合、中国公民、法人又は他の組織が法に基づき人民法院に訴訟を提起でき、該当事者に対して損害賠償を請求でき、ただし、当事者が本弁法の第8条の規定に基づき責任を免除する場合を除く。差止命令に含まれる外国の法律に基づき下した判決・裁定が、中国公民、法人又は他の組織に損害を与えた場合、中国公民、法人又は他の組織が法に基づき人民法院に訴訟を提起でき、該判決・裁定により利益を獲得した当事者に対して損害賠償を請求できる。本条の第一項、第二項にて規定する当事者が人民法院による発効した判決・裁定の履行を拒絶する場合、中国公民、法人又は他の組織が法に基づき人民法院に強制執行を請求できる。

99 原文名：中华人民共和国反垄断法
<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MD1mZGQ2NzhiZjE30TAxNjc4YmY2NGI4NjAzN2Y%3D>

本法の第 2 条が¹⁰⁰、本法の域外適用の状況について規定した。中国国内の経済的活動における独占行為は、本法を適用し、中国国外の独占行為は、中国国内市場競争に排除・制限の影響を与える場合、本法を適用する。

本法が国際貿易関係、多国企業の独占行為と密接な関係を有し、域外適用について原則性の規定をした目的は、中国国内の経済的な利益が損害を受けないことを図り、国際の競争秩序を維持することである。

7. 中華人民共和国サイバーセキュリティ法（2017 年 6 月 11 日より発効し、中国全土で有効である）¹⁰¹

本法が 2017 年 6 月 1 日より発効し、全文が 7 章の 79 条からなる。本法がサイバーセキュリティの保障、サイバー空間の主権と国家安全などの目的に基づき、中国国内でのサイバーの建設、運営、メンテナンスと使用、及びサイバーセキュリティの監督管理について規定した。

本法の第 50 条¹⁰²は、国家網信部門と関連部門が中国国外からの公表や伝播禁止の情報に対して、その伝播を遮断するために必要な措置を講じることができることを規定した。したがって、中国執行機関が国外からの情報データを処理することは可能になった。同時に、本法の第 75 条¹⁰³は、中国の重要情報インフラを損害する攻撃、侵入などの活動に従事している国外機構組織又は個人が法的責任を負わなければならないことを規定した。

本法が国外行為に対する制限は、主に「公表や伝播禁止の情報の伝播を遮断する」及び「中国の重要情報インフラを損害する活動に従事している国外機構組織又は個人に対して法的責任を追及する」という二つの面に反映する。上記規定は中国サイバー空間主権及び安全の保護に法律依拠を提供した。

100 『中華人民共和国独占禁止法』第 2 条 中華人民共和国国内の経済的活動における独占行為は、本法を適用し、中華人民共和国国外の独占行為は、国内市場競争に排除・制限の影響を与える場合、本法を適用する。

101 原文名：中华人民共和国网络安全法
<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MD1mZGQ2NzhiZjE30TAxNjc4YmY4Mjc2ZjA5M2Q%3D>

102 『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』第 50 条 国家網信部門と関連部門が法に基づきサイバーセキュリティ監督管理職責を履行し、法律、行政法規で公布や伝播を禁止する情報を発見する場合、サイバー運営者に伝播の停止、削除などの処理措置を講じ、関連記録を保存するよう要求でき、中華人民共和国国外からの上記情報に対して、その伝播を遮断するために、技術的措置及び他の必要な措置を講じることに関連機構に通知しなければならない。

103 『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』第 75 条 国外の機構、組織、個人が中華人民共和国の重要インフラを損害する攻撃、侵入、破壊などの活動に従事し、重大な結果をもたらした場合、法に基づき法的責任を追及し、國務院公安部門と関連部門が当該機構、組織、個人に対して財産の凍結又は他の制裁措置を講じることができる。

8. 中華人民共和国個人情報保護法（2021年11月1日より発効し、中国全土で有効である）¹⁰⁴

本法は2021年11月1日より発効し、全文が8章の74条からなる。本法は個人情報権益の保護、個人情報の合理的な使用の促進などの目的に基づき、中国国内で自然人の個人情報を処理する活動について規定した。

本法の第3条¹⁰⁵は、中国国内で自然人の個人情報を処理する活動が、本法を適用し、且つ、特別な状況で、中国国外で中国国内の自然人の個人情報を処理する活動も本法を適用することを規定した。同時に、本法の第42条¹⁰⁶は、国外の組織、個人が中国公民の個人情報権益を侵害し、又は、中国国家安全、公共利益を損害する個人情報の処理活動に従事している場合の制裁措置についてさらに規定した。

本法は「中国国外で中国国内の自然人の個人情報」及び「中国国外の組織、個人が個人情報処理活動によって中国公民の個人情報権益を侵害し、又は、中国国家安全、公共利益を損害する」という二つの状況の域外適用について規定した。

9. 中華人民共和国データ安全法（2021年9月1日より発効し、中国全土で有効である）¹⁰⁷

本法が2021年9月1日より発効し、全文が7章の55条からなる。本法がデータ開発利用の促進、データ安全の保障などの目的に基づき、中国国内でデータ処理活動及びその安全監督管理を展開する場合について規定した。

本法の第2条¹⁰⁸は、中国国内でデータ処理及びその安全監督管理を展開する場合、当然で本法を適用するが、中国国外で展開したデータ処理活動が、中国国家安全、公

104 原文名：中华人民共和国个人信息保护法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3YjY0NzJhMzAxN2I2NTZjYzIwNDAwNDQ%3D>

105 『中華人民共和国個人情報保護法』第3条 中華人民共和国国内で自然人の個人情報を処理する活動が、本法を適用する。

中華人民共和国国外で中華人民共和国国内の自然人の個人情報を処理する活動は、次のいずれか一項の状況に該当する場合も、本法を適用する。（一）国内の自然人に製品又はサービスの提供を目的とする。（二）国内の自然人の行為を分析する。（三）法律、行政規定で規定したほかの状況。

106 『中華人民共和国個人情報保護法』第42条 国外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報権益を侵害し、又は、中華人民共和国国家安全、公共利益を損害する個人情報処理活動に従事している場合、国家网信部門は、個人情報提供禁止のリストにそれを組み入れる措置、公告、及び、それに個人情報の提供を禁止・制限する措置などをそれに対して講じることができる。

107 原文名：中华人民共和国数据安全法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OWY1ZTA4MDAxNzlmODg1Yzd1NzAzOTI%3D>

108 『中華人民共和国データ安全法』第2条 中華人民共和国国内でデータ処理活動及びその安全監督管理を展開する場合、本法を適用する。

中華人民共和国国外でデータ処理活動を展開することが、中華人民共和国国家安全、公共利益又は公民、組織の合法的な権益を損害する場合、法に基づき法的責任を追及する。

共利益又は公民や組織の合法的な權益を損害する場合も、法に基づき法的責任を追及する。

本法の公布は、中国政府がデータ安全を保障し、国家主権や安全と発展利益を維持する基本的な立場を表明した。国家安全や公共利益又は公民や組織の合法的な權益を損害するデータ処理活動は、たとえ中国国外で実施されても、法に基づき法的責任を追及する。

第5章 中国に所在する日系企業における留意事項

今日の知識経済と情報化時代を背景に、標準必須特許の問題は全世界範囲でますます注目されている。標準必須特許制度は国によって異なるが、その根本的な目的は、経済・技術活動の効率化と特許権者の利益保護を両立させ、公益と私益のバランスを図ることにある。世界標準必須特許の立法と司法実務の発展と進歩において、中国が積極的な推進力を発揮している。中国市場における関連製品と技術の旺盛な需要により、中国の特許権者と中国の実施者も標準必須特許実務の発展を推進する重要な力となっている。このため、標準必須特許の出願及び訴訟が最も活発な司法区域の一つとして、中国裁判所及び関連行政機関もより積極的な姿勢を示している。中国標準必須特許に関する立法、司法、政策実践の発展と動向に注目し、及びこれに基づき企業の知的財産権戦略を策定し実行することは、中国に広範なビジネス上の利害を有する多国籍企業の企業戦略の重要な一部となっている。

現時点では中国の標準必須特許訴訟が主にスマートフォン通信業界に集中しているが、グローバル範囲から見れば、標準必須特許のライセンス活動及び紛争がすでに自動車、モノのインターネットなどの複数の他の分野まで拡大し、より広範な産業分野に係っており、今後、日系企業への影響もますます大きくなっていくだろう。RCEPの施行とともに、日中の経済貿易関係はさらに緊密になり、関連産業チェーンにある日系企業が、標準必須特許に関する実務動向、特に「世界工場」と「世界市場」の地位を兼ね備える中国での標準必須特許に関する実務動向をタイムリーに把握する必要があり、それによって、標準必須特許のライセンス、訴訟などの面において自らを有利な立場へと導くことが求められる。

この点について、標準必須特許の特許権者の立場、及び標準実施者の立場のいずれであっても、標準必須特許に関する商業活動を展開する際に、(1) 特許レイアウト/情報収集、(2) ライセンス交渉、(3) 訴訟戦略という3つの面を重点として合理的な企業戦略を展開することによって、企業の商業利益を保護することが有益と考えられる。

そこで以下に上記3つの面から、標準必須特許権者と実施者の異なるステータスに基づき、日系企業及び中国の関係会社のために、具体的な留意事項をそれぞれ提示する。

第1節 標準必須特許権者の留意事項

- (1) 「特許レイアウト/情報収集」の面における標準必須特許権者の留意事項

標準必須特許権者にとって、「特許レイアウト/情報収集」が常態化の知的財産権管理作業で、完備した特許レイアウトが、ライセンス交渉や訴訟紛争において主導権を握るための重要な前提である。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 業界における実施者の主な業務市場の所在国、及び、これらの国家の標準必須特許の実務状況を把握し、且つ、これらの国家に積極的に関連標準必須特許を配置する（技術開発又は他社からの購入を含む）。

b) 特許明細書の作成戦略について、より多くの種類の製品をカバーするために、より柔軟な作成方法を使う。例えば、通信特許の明細書作成において、特許 1 件について、「基地局側」と「端末側」を基礎としてそれぞれ二つのお互いに関連する独立請求項を作成することによって、特許 1 件で基地局製品と端末製品の両方をカバーすることが可能になる。

c) 積極的に関連国際組織、中国国家組織の標準制定に参画し、標準を参照して特許を配置する（例えば、通信業界の ETSI などの本分野の標準制定組織に参加する。標準制定組織のメンバーが通常「技術提案」の方式で新規技術に関する標準実施案を提出でき、制定組織内部の評価、検討、最適化、表決など手続きで、その提案の一部が正式に新規技術標準になる。そのため、「技術提案」の方式で自分の特許を関連標準に取り入れさせる）。

d) 特許実力に関するデータ、報告を積極的に収集することによって、交渉において自分特許の実力を十分に証明する。具体的に言えば、中国司法実務において、現時点ではすでに認められた標準必須特許の実力に関する指標が、「標準提案承認件数」、「標準必須特許宣言件数」、「第三者の研究機関（例えば、IPLytics、Strategy Analytics など）の確認を受けた本当の標準必須特許件数」、「特許無効された状況」を含む。

（２）「ライセンス交渉」の面における標準必須特許権者の注意事項

標準必須特許権者にとって、「ライセンス交渉」において、「FRAND義務」を遵守し、ライセンス交渉を進めるために、重点として「FRAND義務」の定義と解釈（本報告書の第 1 章第 1 節、及び、司法判例における関連認定を参照）に関する各国司法機関、行政機関の認定に注目すべき。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 中国で事業を展開する実施者とライセンス交渉する際に、中国司法、行政実務において確定された「FRAND義務」に関する要求（本報告書の第 1 章第 1 節を参照）と、この実施者が業務を持っている他の国家の司法、行政機関による「FRAND義務」に関する要求を組み合わせることによって、ライセンス交渉における手続き上の要求を洗い出す。例えば、ライセンスオファーを出す際に、ライセンスオファーの計算について

十分に解釈し、複数の評価方式を採用して特許価値を分析し、既判例の認定に注目し、合理的なオファーを提示し、且つ十分に解釈し、また、ライセンス交渉の進展を不当に遅らせると認定しないように、実施者に関する提案に対してタイムリーに返答する。

b) ライセンス交渉において先方に提供するために、事前にライセンス特許ポートフォリオから、安定性、必須性及び商業価値が比較的高い特許を選択して、例示性の特許として関連クレームチャートを準備する。

c) 標準必須特許に関し、「先に使って、後に支払う」ということが一般的に存在している現状であるので、実施者がライセンス交渉を遅らせる状況が発生する可能である。そのため、全面的に実施者の商業モードと業務地域範囲を分析してから、実施者と積極的に交渉するとともに、他の面（例えば、技術開発連携、特許譲渡など）から実施者にライセンス交渉のプレッシャーを掛ける可能性を探す。

d) ライセンス交渉において、なるべく書面方式（例えば、メール）にて交渉の関連内容を記録することによって、今後の訴訟に備える。口頭での交渉内容について、会議が終わった後にメールにて議事録を送付することによって、関連内容を書面化する。

e) 特許プール及びジョイント特許ライセンスなどの複数の標準必須特許のライセンス方式に注目し、企業の具体的な状況に基づき、特許プールへの参入などを介してライセンス業務を展開する可能性を評価し、且つ、実施者と交渉する適切なルートを選択する。

f) 独占禁止法に関するリストを評価し防止する。

(3) 「訴訟戦略」の面における標準必須特許権者の注意事項

標準必須特許権者にとって、ライセンス交渉が正常に推進できない場合、積極的に提訴する訴訟戦略を立て、且つ、積極的に実施者から提起される可能の訴訟に対応する戦略を立てなければならない。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 積極的に標準必須特許や非標準必須特許を選択し、ライセンス交渉の履歴に基づき、差止命令を獲得する可能性を全面的に評価することによって、適切な管轄区域及び裁判所を選択する。他国の司法管轄区域と比べて、中国裁判所による訴訟手続きが二審終審で、訴訟手続きが比較的早く、訴訟支出が比較的低い。且つ、中国政府が知的財産権司法保護強度を強めるバックグラウンドでは、特許権侵害案件における損害賠償額が年々増加している。中国裁判所が審理した案件には中国区域ロイヤリティ料率に対する判決結果のみが含まれるが、グローバルなライセンス条件に関する判例がないので、中国裁判所がグローバルなライセンス条件に対して裁判する範囲及び基準はまだ不明である。中国裁判所の選択において、本報告書の第3章第1節に記載の通りで、深圳市中級人民法院、北京知的財産権法院、上海知的財産権法院、広州知的財

産権法院などが比較的豊かな標準必須特許案件の審理経験があるので、特許権者と実施者の具体的な状況、及び裁判所が審理している案件件数などの要素を総合して考えて、これらの裁判所から適切な訴訟裁判所を選択できる。

b) 実施者から提起される訴訟に積極的に対応する。中国において、本報告書の第3章に記載の通り、独占禁止訴訟の以外に、実施者が中国にて特許権者に対して標準必須特許ロイヤリティ確定訴訟を提起し、特許権者の中国特許のライセンス条件だけでなく、グローバル特許ポートフォリオのライセンス条件まで確定するよう積極的に中国裁判所に請求する案件が増えている（2020年に「OPPO 対シャープのFRAND 義務違反確認紛争と標準必須特許ロイヤリティ紛争」訴訟に関する管轄権異議裁定書で、深圳市中級人民法院と最高人民法院は、中国裁判所がグローバルなライセンス条件を裁判する権利を有していることを確定した。）。具体的な対応策について、まず、積極的に係争情報を調べることによって中国標準必須特許の司法実務の最新動向を把握する。次に、関連国家の送達及び管轄に関する規定に基づき、関連手続きを介して自分の訴訟権利を保護する。そして、実施者の商業活動が活躍している区域の標準必須特許に関する法律規定及び司法実務を十分に調査し、異なる法域に属する国家の審理規則の相違点を十分に利用し、自分に有利な法域を選択して提訴する。最後、積極的に応訴の準備をし、経済学者の分析報告書、関連標準必須特許技術分析報告書などを含むが、これらに限らない訴訟証拠を収集しなければならない。

c) 実施者から提起された無効審判に積極的に対応し、これらの特許無効審判案件の結果が、訴訟において特許権者の特許実力及びロイヤリティ料率に関する裁判所の判断に影響を与える可能性がある。

第2節 標準必須特許実施者の注意事項

(1) 「特許レイアウト/情報収集」の面における標準必須特許実施者の注意事項

標準必須特許実施者にとって、「特許レイアウト/情報収集」が同様に重要で、これがライセンス交渉において有利な立場に立つ前提条件である。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 業界における特許権者の主な特許レイアウト国家、及び、これらの国家の標準必須特許に関する訴訟実務状況を把握する。

b) 業界において比較的活躍な特許権者の業務状況を把握した後、技術開発で特許を出願し、又は、第三者から特許を購入する方法で、これらの特許権者の業務範囲をカバーできる一定数の特許を獲得することによって、ライセンス交渉又は訴訟において抑制・均衡を形成させる。

c) 関連技術分野の特許プールの運営状況を把握することによって、特許プールへの参入の方式で活躍な特許権者から提訴されるリスクを回避する。

d) 比較的活躍な特許権者の特許実力に関するデータ、報告を積極的に収集することによって、交渉において先方による特許実力の主張に反駁する。具体的に言えば、中国司法実務において、現時点ではすでに認められた標準必須特許の実力に関する指標が、「標準提案承認件数」、「標準必須特許宣言件数」、「第三者の確認を受けた本当の標準必須特許件数」、「特許無効された状況」を含む。

(2) 「ライセンス交渉」の面における標準必須特許実施者の注意事項

標準必須特許実施者にとって、「ライセンス交渉」において、「FRAND義務」に遵守し、特許権者にロイヤリティオファーを合理的な範囲に下げさせるために、同様に重点として「FRAND義務」の定義と解釈に関する各国司法機関、行政機関の認定に注目すべき。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 中国で事業を展開する実施者にとって、ライセンスが中国特許に係る可能性があるため、中国司法、行政実務において確定された「FRAND義務」に関する要求（本報告書の第1章第1節を参照）と、この実施者が業務を持っている他の国家の司法、行政機関による「FRAND義務」に関する要求を組み合わせることによって、ライセンス交渉における手続き上の要求を洗い出す。例えば、ライセンス交渉を受ける意思をタイムリーに先方に示さなければならず（ライセンス合意が達成できるかは、後のライセンス交渉の進展次第である）、複数の評価方式を採用して特許価値を分析し、既判例の認定に注目し、合理的なオファーを提示し、且つ十分に解釈し、また、ライセンス交渉の進展を不当に遅らせると認定しないように、特許権者に関する提案に対してタイムリーに返答する。

b) ライセンス特許ポートフォリオから、一定数の例示性特許のクレームチャート（標準テキスト又はライセンス製品を基とする）の提供を特許権者に要求し、且つ、特許権者の例示性の特許の安定性、必要性及び商業価値について合理的に質疑し、特に関連特許の保護期限が切れたか、及び、その効力状態について確認する必要がある。

c) ライセンス交渉において、なるべく書面方式（例えば、メール）にて交渉の関連内容を記録することによって、今後の訴訟に備える。口頭での交渉内容について、会議が終わった後にメールにて議事録を送付することによって、関連内容を書面化する。

(3) 「訴訟戦略」の面における標準必須特許実施者の注意事項

標準必須特許実施者にとって、ライセンス交渉が正常に推進できなくなった場合、積極的に特許権者から提起される訴訟に対応し、自分の合法的な権益を保護するために、積極的に提訴することも考慮に入れる必要がある。具体的に言えば、次のいくつかの点が含まれる。

a) 特許権者から提起される訴訟、例えば、特許権侵害訴訟に積極的に対応する。具体的な対応策について、まず、積極的に係争情報を調べ、次に、関連国家の送達及び管轄に関する規定に基づき、関連手続きを介して自分の訴訟権利を保護し、最後、積極的に応訴の準備をし、交渉履歴、経済学者の分析報告書などを含むが、これらに限らない訴訟証拠を収集しなければならない。

b) 関連司法管轄区域で特許権者に対して提訴することも積極的に考慮に入れることによって、交渉の手段を獲得する。他の司法区域と比べて、中国司法実務において発生した標準必須特許訴訟の種類が比較的多く、実施者にとって、十分に評価した上、適切な訴訟事由を選択でき、独占禁止訴訟の以外に、実施者がさらに中国で特許権者に対して標準必須特許ロイヤリティ確定訴訟を提起し、特許権者の中国特許のライセンス条件だけでなく、グローバル特許ポートフォリオのライセンス条件まで確定するよう積極的に中国裁判所に請求できる。中国裁判所への選択において、本報告書の第3章第1節に記載の通りで、深圳市中級人民法院、北京知的財産権法院、上海知的財産権法院、広州知的財産権法院などが比較的豊かな標準必須特許案件の審理経験があるので、特許権者と実施者の具体的な状況、及び裁判所が審理している案件件数などの要素を総合して考えて、これらの裁判所から適切な訴訟裁判所を選択できる。

c) 特許権者の係争特許（又は係争特許の同族特許）に対して積極的に無効審判を提起する。これらの特許無効審判案件の結果が、訴訟において特許権者の特許実力及びロイヤリティ料率に関する裁判所の判断に影響を与える可能性がある。

以上

中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び域外適用の影響に関する研究調査

2022年3月

禁無断転載

[協力]

北京市金杜法律事務所

徐静、秦玉公、邓兴培、劉明婧、王浩博、劉宝荣、田子忆

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部